

第4次岡山県特別支援教育推進プラン

令和5(2023)年3月

岡山県教育委員会

目 次

I 第4次岡山県特別支援教育推進プランの策定

| | |
|-------------------------------|---|
| 1 第3次プランの成果と課題 | 1 |
| (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実 | 1 |
| (2) 特別支援教育に関する全ての教職員の専門性の向上 | 2 |
| (3) 自立と社会参加の実現に向けた一貫した支援体制の構築 | 2 |
| 2 社会情勢の変化による新しい課題 | 3 |
| 3 第4次プランの柱 | 4 |

II 就学前から高等学校等卒業後の自立と社会参加に向けた特別支援教育の充実

| | |
|--|----|
| 1 県教育委員会と市町村教育委員会の役割 | 5 |
| 2 連続性のある多様な学びの場の充実 | 6 |
| (1) 就学前における特別支援教育の充実 | 6 |
| (2) 小・中学校における特別支援教育の充実 | 9 |
| (3) 高等学校における特別支援教育の充実 | 16 |
| (4) 特別支援学校における特別支援教育の充実 | 18 |
| (5) 交流及び共同学習の充実 | 21 |
| (6) I C T活用の充実 | 23 |
| 3 切れ目のない支援の引継ぎと関係機関との連携強化 | 26 |
| (1) 個別の教育支援計画等の作成と活用 | 26 |
| (2) 家庭や地域、福祉、医療等との連携強化 | 28 |
| (3) 特別支援学校における企業等と連携した早期からのキャリア教育の充実 | 30 |
| (4) 高等部等卒業後も含めた就労支援 | 32 |
| (5) 医療的ケアへの対応の充実 | 34 |
| (6) 病気療養児への対応の充実 | 36 |
| (7) 障害のある外国人児童生徒等への対応 | 37 |
| (8) 県民への理解啓発 | 38 |
| 4 様々な障害種に対応した教職員の専門性の向上 | 39 |
| (1) 特別支援学校教諭免許状保有率の向上 | 39 |
| (2) 幼稚園等、小・中学校等及び特別支援学校全体で支援する体制づくりに関する専門性向上 | 41 |
| (3) 計画的な研修機関等への派遣及び人事交流による人材育成 | 45 |

III 特別支援学校の体制整備

| | |
|---------------|----|
| 1 再編整備の検討 | 46 |
| 2 通学区域の見直し | 47 |
| (1) 知的障害部門 | 47 |
| (2) 訪問教育 | 47 |
| (3) 通学が困難な地域等 | 48 |
| 3 寄宿舎の在り方の検討 | 49 |
| 4 施設・設備等の充実 | 49 |

参考資料 51

用語集 59

I 第4次岡山県特別支援教育推進プランの策定

特別支援教育は、障害のある児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒等一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、学習上や生活上の困難を改善又は克服できるよう、適切な指導と必要な支援を行うものです。また、発達障害等のある児童生徒等も含めて、特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍する全ての学校等において実施されるものです。

岡山県においては、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までの5年間、第3次岡山県特別支援教育推進プラン（以下「第3次プラン」という。）に基づき、共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育システム構築の理念の下で、特別支援教育の充実に取り組んできました。

5年間という期間を経て、岡山県や国の特別支援教育の現状及び第3次プランの成果と課題を踏まえ、改めて今後の岡山県の特別支援教育の推進について取り組むべき事項を明確にすることが必要であり、このたび、今後5年間の指針となる第4次岡山県特別支援教育推進プラン（以下「第4次プラン」という。）を策定することとしました。

1 第3次プランの成果と課題

第3次プランにおいては、「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実」「特別支援教育に関する全ての教職員の専門性の向上」「自立と社会参加の実現に向けた一貫した支援体制の構築」の3つの柱を掲げ、特別支援教育の推進に取り組んできました。

（1）一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

就学前において、幼稚園・保育所・認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に在籍する、特別な支援を必要とする児童への支援の充実、就学に関する理解が図られるようにするために必要な情報の提供、教育的ニーズを踏まえた適切な学びの場の決定に向けた市町村教育委員会等への支援などの取組を進めてきましたが、今後も継続した取組の推進が必要です。

小・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校（以下「小・中学校等」という。）においては、特別な支援を必要とする児童生徒の多様な学びの場における授業づくりをはじめとした特別支援教育の推進、通級による指導の充実、地域において特別支援教育を推進する専門性を有する教職員の育成、病気療養児の遠隔授業による学

習保障などの取組を進めてきました。特に、小・中学校においては、自閉症・情緒障害特別支援学級への在籍児童生徒の人数が急増していることから、特別支援学級や通級による指導、通常の学級における指導・支援の充実や適切な学びの場の選択と柔軟な見直しが喫緊の課題です。

また、特別支援学校においては、学習指導要領改訂を踏まえた授業づくり、重度・重複障害のある児童生徒の教育課程の改善、知的障害のある児童生徒の指導内容の整理、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ振興、障害のある児童生徒の困難さを改善・克服するなどのための ICT 機器の活用、交流及び共同学習の推進などの取組を進めてきました。一方で、観点別評価を踏まえた学習評価と教育課程の改善、センター的機能の充実とその機能を果たす教職員の専門性向上、GIGAスクール構想に基づく ICT 機器の活用、居住地校交流をはじめとする交流及び共同学習の充実等の課題が残っています。

（2）特別支援教育に関する全ての教職員の専門性の向上

県総合教育センターにおいて、特別支援教育に関する理解、発達障害等の特性の理解と対応等に関する研修を実施してきましたが、指導上の困難さを抱える教職員も多いことから、特別支援教育を推進する管理職を含めた全ての教職員の専門性向上は、喫緊の課題であると言えます。また、幼稚園等及び小・中学校等の特別支援教育推進を支援する特別支援学校のセンター的機能の充実とその機能を果たす教職員の専門性向上を今後一層図る必要があります。

（3）自立と社会参加の実現に向けた一貫した支援体制の構築

一貫した支援を継続して行うため、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」又はそれらの役割を併せ持つ「個別支援シート」（以下「個別の教育支援計画等」という。）の作成、引継ぎの充実を図ってきました。作成率及び引継率は大幅に向上していますが、効果的な引継ぎの在り方について引き続き検討する必要があります。

特別支援学校においては、人工呼吸器等の高度な医療的ケアへの対応、岡山県特別支援学校技能検定（以下「技能検定」という。）や地域型実習の実施による早期からのキャリア教育の推進など、関係機関との連携に関する取組を進めてきており、今後も継続した取組が必要です。

また、幼稚園等及び小・中学校等に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）の支援体制整備については、市町村教育委員会等が主体となって行っていますが、在籍する医療的ケア児の状態に応じた支援の一層の充実が求められています。

2 社会情勢の変化による新しい課題

障害のある子どもの権利の尊重と社会参加の保障について本格的に示されたのは、平成元(1989)年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」までさかのぼります。国においては、平成6(1994)年に同条約を批准しました。その後、平成26(2014)年「障害者の権利に関する条約」の批准を契機とし、平成28(2016)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、共生社会の実現に向けて、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が地方公共団体等に課せられるとともに、同年施行の「改正発達障害者支援法」では、発達障害等のある児童生徒等への就学前から卒業後への切れ目のない支援体制の構築が求められるようになりました。

そして、平成29(2017)年に「幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領等」、平成30(2018)年に「高等学校学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領」が告示され、全ての幼稚園等、小・中学校等及び特別支援学校における障害に応じた指導の一層の充実が示されました。また、感染症の拡大や災害の発生等の非常時においても、学びを保障する手段としてICTを活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実させ、子どもたちの資質・能力を育成する必要性が一層高まっています。

こうした中で、令和3(2021)年に中央教育審議会から報告された「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」においては、新時代の特別支援教育の在り方が報告され、共生社会の形成に向けた取組の一層の強化が求められています。

さらに、幼稚園等や小・中学校等において、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等の割合が全国的にも増加傾向であり、令和3(2021)年6月に文部科学省による「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」が作成され、子ども一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える学びの場を適切に提供するための考え方や、教育支援に係る一連の手順が示されました。本県においては、前述したとおり自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童生徒が非常に多い状況であり、適切な学びの場の提供とそれに係る教職員の専門性向上が喫緊の課題となっています。

併せて、令和3(2021)年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」という。）が施行され、医療的ケア児が十分な教育を受けられるよう環境を整えることや、保護者の負担軽減のための看護師等の適切な配置等が示されたことから、関係する全ての幼稚園等、小・中学校等及び特別支援学校における医療的ケアの体制整備の充実が求められています。

3 第4次プランの柱

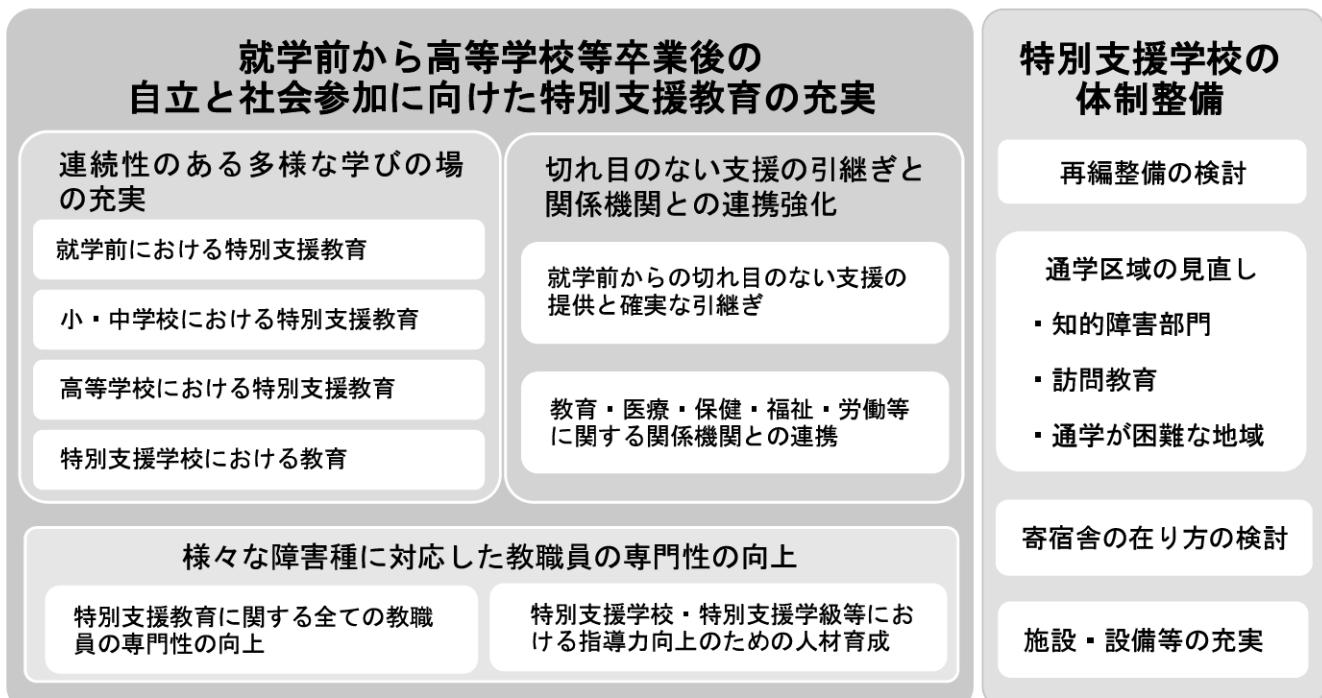
岡山県教育委員会では、第3次プランの評価を検証しつつ、その成果と課題を引き継ぐとともに、新たな課題として対応が必要なものについて整理し、今後5年間の指針となる第4次プランを策定することとしました。

策定に当たり、岡山県特別支援教育推進検討委員会に第4次プランの策定に向けた検討を依頼し、特別支援教育行政上とするべき具体的方策について意見をいただきました。

第4次プランは、「就学前から高等学校等卒業後の自立と社会参加に向けた特別支援教育の充実」「特別支援学校の体制整備」の2つの柱（図1）で構成しています。

「就学前から高等学校等卒業後の自立と社会参加に向けた特別支援教育の充実」においては、「連続性のある多様な学びの場の充実」及び「切れ目のない支援の引継ぎと関係機関との連携強化」という項目を設け、取組を一層推進させます。そして、こうした取組を推進するための土台となるのが、教職員の専門性向上であることから、「様々な障害種に対応した教職員の専門性の向上」の項目を設け、管理職を含めた幼稚園等、小・中学校等及び特別支援学校の全ての教職員の専門性の向上と指導体制、指導内容の充実を図ります。

また、「特別支援学校の体制整備」においては、特別支援学校の児童生徒数の変動等に伴い、障害部門等の再編や訪問教育の在り方など、長期的な視点に立って検討すべき事項が多岐に渡ることから、第4次プランにおいては、「特別支援学校の体制整備」を新たな柱として設定し、特別支援学校の体制整備を一層進めます。



(図1) 第4次岡山県特別支援教育推進プランの体系

第4次プランでは、上記の内容に関する【現状と課題】を明確にし、今後5年間(令和5(2023)年度から令和9(2027)年度)を見通して課題を解決するための【今後に向けた取組】を示しました。そして、【目標】として、年次ごとの目標(数値目標)を設定できるものについては、それを示すことで、目標を明確にして施策を推進することとしています。なお、特別支援教育において児童生徒等の一人一人の教育的ニーズに的確に応えるためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を整える必要があり、各校種間や関係自治体等との連携は重要です。そのため、義務教育段階における教職員の人事や給与負担など様々な権限を持ち、独自の教育施策を実施している政令指定都市である岡山市とも連携し、特別支援教育に係る課題やそれに対する取組の方向性に関し共通理解を得た上で、施策を推進します。

II 就学前から高等学校等卒業後の自立と社会参加に向けた特別支援教育の充実

1 県教育委員会と市町村教育委員会の役割

【現状と課題】

特別支援教育の充実を図っていくためには、県教育委員会と各市町村教育委員会が一体となって取り組んでいくことが大切です。

これまで、県教育委員会においては、教育支援等連絡協議会を開催し、市町村教育委員会が主体となって就学を含めた教育支援が適切に実施できるよう、教育支援の考え方や手続等について助言してきました。しかし、依然として適切な教育支援に関して課題を抱える市町村教育委員会も多いことから、県教育委員会は市町村教育委員会が一貫して適切な教育支援が実施できるよう継続した支援を行う必要があります。

また、県教育委員会では、多様な学びの場の体制整備の在り方や特別支援教育を推進する教員の育成に関するモデル事業を、市町村教育委員会を指定して行ってきました。モデル地域においては、一定の成果が挙がっており、その成果を他の市町村教育委員会に周知しています。

【今後に向けた取組】

市町村教育委員会は、管内における特別支援教育が充実するよう環境を整備し、教育課程や学習指導等の改善に努めていく役割を担っています。そのために、県教育委員会は、第4次プランの趣旨やそれに基づく各施策の方向性について市町村教育委員会に周知・支援することで、全ての幼稚園等及び小・中学校等において特別支援教育の充実を図ります。

市町村教育委員会においては、適切な教育支援を実施することが求められていることから、障害の状態等に応じた最も適切な就学先を決定するための巡回相談をはじめとした就学相談等の機能強化や保護者等への理解促進、学びの場の柔軟な見直し、個別の教育支援計画等を活用した一貫した支援の継続、保健福祉部局等と連携した子育て支援等を更に推進する必要があります。加えて、小・中学校に就学した障害のある児童生徒に適切な指導・支援を行うためには、合理的配慮の適切な提供や、その基礎となる教育環境の充実を図ることが求められています。こうした取組が一層推進されるよう、県教育委員会は教育支援等連絡協議会や市町村教育委員会と連携した特別支援教育に関する研修会や研究を充実させるなど、市町村教育委員会が主体となって適切な教育支援の実施に取り組めるよう支援します。

また、中学校段階から高等学校段階への移行の際や、特別支援学校や小・中学校等の児童生徒が障害の状態の変化により学びの場を変更する際は、市町村立学校と県立学校間で特別な支援を必要とする児童生徒の情報が円滑に引き継がれるよう、県教育委員会は市町村教育委員会と連携を密にして取り組みます。さらに、特別支援学校に進学した児童生徒の場合は、高等部卒業後は居住地域での生活が中心になることが考えられます。そうしたことでも踏まえながら、県教育委員会は市町村教育委員会・市町村関係部局に適切な情報を共有します。

併せて、特別支援教育に関する教職員の専門性向上が喫緊の課題となっていることから、県教育委員会は、市町村教育委員会との連携を一層強化し、これまでの成果を共有するとともに、特別支援教育に関する専門性向上に関する研修を実施したり、市町村教育委員会の行う研修等への支援を充実させたりします。

さらに、県教育委員会は県立学校を所管する役割であることから、県立学校における特別支援教育の推進に向けた取組の充実を図ります。

2 連続性のある多様な学びの場の充実

(1) 就学前における特別支援教育の充実

【現状と課題】

令和3(2021)年度に実施した県調査（表1）によると、各園で把握している特別な支援を必要とする幼児の割合は、県内の公立幼稚園・認定こども園（5歳児を対象）では、20.7%と平成25(2013)年度に比べ増加しており、就学前の段階から適切な支援を開始し、確実な情報の引継ぎにより、小学校へ円滑に移行できるようにすることが求められています。

(表1)岡山県公立幼稚園・認定こども園における特別な支援を必要とする5歳児の割合

| 区分 | H25 | H30 | R3 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 公立幼稚園・認定こども園 | 16. 3% | 19. 8% | 20. 7% |

※在籍する全ての5歳児を対象に特別な支援が必要であると園が判断したものであり、医師の判断によるものではない。

※政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を実施していますが、特別支援教育においては、連続性のある多様な学びの場を整える必要があることから、県全体の状況を表す数値としています。

県教育委員会では、市町村の就学前巡回相談を充実させるため、特別支援学校に就学前支援コーディネーターを配置し、地域の幼稚園等への巡回相談を実施し、発達障害等による生活上の困難さが顕在化しやすい4歳児を対象に、早期発見・早期支援を行うことにより、一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育支援ができるよう市町村を支援してきました。具体的には、これまで、市町村の保健福祉部局が中心となって保健師等が行ってきた巡回相談に、教育の視点を加えることにより、幼稚園等での個別の支援だけでなく、集団へのアプローチの重要性について、訪問した市町村教育委員会等や幼稚園等に周知することができました。そして、就学において、本人・保護者及び本人の学びを支える幼稚園等の教職員が適切な情報を得ることができるよう、巡回相談で得た知見を基に、就学に関する保護者用・幼稚園等の教職員用のリーフレットを作成し、配布することにより、一層の周知を図ってきました。

こうした幼稚園等における特別支援教育の推進の成果は見られますが、それぞれの幼稚園等が特別支援教育を推進するための体制づくりや、その核となるべき特別支援教育コーディネーターをはじめとした教職員の特別支援教育に関する専門性は十分でないことから、園内体制の整備や幼児の発達段階を踏まえた特別支援教育の一層の充実に向けて推進役となる教職員の育成が必要です。令和4(2022)年度から、幼稚園等が主体となって特別支援教育に関する専門性向上を図る能够ないように体制を整備する取組を行っており、今後もその取組の成果を県内に周知する必要があります。

また、幼児一人一人の教育的ニーズに対応した適切な学びの場の決定がなされ、一貫した教育支援が充実するよう、市町村教育委員会が設置する教育支援委員会への特別支援学校の管理職等の参加を市町村教育委員会に働きかけ、令和3(2021)年度には、21市町村において、特別支援学校の管理職等が教育支援委員会委員として助言等を行いました。しかし、適切な学びの場について、市町村教育委員会において十分に検討した上で決定されているかどうかが不明瞭なケースもあることから、市町村教育委員会や教育支援委員会委員、保護者、幼稚園等及び小・中学校の就学に関わる全ての人が、就学に向けた教育支援の考え方を一層理解するための取組が必要です。

【今後に向けた取組】

①適切な就学に向けた支援の充実

一人一人の教育的ニーズに最も的確に応えるためには、市町村教育委員会における就学相談での本人・保護者への正確な情報提供だけでなく、本人・保護者の最も身近な相談者である幼稚園等の教職員が、義務教育段階までの子どもの育ちの見通しを持ち、小学校や特別支援学校での教育内容、通級による指導等の多様な学びの場の活用方法、学校における合理的配慮を含む必要な支援についても理解を深められるよう、幼稚園等の教職員に情報提供することが重要です。

そのため、幼稚園等の教職員に対し、特別支援教育に関する基礎的な内容はもとより、就学や多様な学びの場に関する理解が一層図られるよう、県教育委員会は市町村教育委員会等と連携して研修を実施するなどの支援を行います。

また、市町村教育委員会等やその所管の幼稚園等に対して、特別支援学校のセンター的機能による研修に関する支援等を行い、通級指導教室や特別支援学級における特別の教育課程について具体的に解説するなど、幼稚園等が子どもの育ちの姿をイメージして就学に関する教育支援ができるよう助言します。

さらに、市町村教育委員会が適切に就学の決定ができるよう、市町村教育委員会が設置する教育支援委員会に、特別支援学校の管理職等が参加して必要な意見を述べたり、市町村教育委員会の求めに応じて県教育委員会が就学に関する助言を行ったりするなど、継続した支援を行います。併せて、早期から将来を見据えた学びの場の選択に関する情報を保護者に適切に伝えながら合意形成を図ることの重要性について、市町村教育委員会に情報提供とともに、市町村における就学に関する相談に対応する窓口の所在を保護者に明確に示すことにより、保護者が相談しやすい相談支援体制を整えることができるよう助言します。

②早期からの適切な支援の充実

特別な支援を必要とする幼児への早期からの適切な支援を行うためには、県や市町村の保健福祉部局との連携・協力はもちろんのこと、地域内での研修の充実や情報共有等の促進の核となる教職員の育成及びその専門性の向上が重要です。

県教育委員会では、令和4(2022)年度から、市町村教育委員会を指定し、地域内の公立幼稚園・認定こども園が主体となって早期から指導・支援を行うことができるよう、専門性の高い教職員の在籍する公立幼稚園・認定こども園に就学前の特別支援教育に関する地域のセンター的機能を持たせ、特別支援教育コーディネーターをはじめとした教職員の実践力の向上に関する研究を行っています。本研究で得られた専門性向上に関する知見を市町村教育委員会及び幼稚園等に周知することにより、幼稚園等の特別支援教育に関する専門性の一層の向上を図ります。

また、幼稚園等における特別支援教育推進の核となる教職員の育成のため、県教育委員会が行う事業において任命・委嘱している特別支援学校の特別支援教育エキスパートや専門家チーム員が必要に応じた支援を行い、市町村教育委員会等と連携しながら、地域内の幼稚園等における特別支援教育の実践力を更に向上させる取組を行います。

(2) 小・中学校における特別支援教育の充実

【現状と課題】

令和3(2021)年度に実施した県調査(表2)によると、県内の公立小・中学校が把握している通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の割合は、小学校で11.9%、中学校で8.0%であり、全国平均と比べると非常に高い状況です。こうした状況の中、県教育委員会では、授業のユニバーサルデザイン化による全ての児童生徒が「分かる、できる」授業づくりや学級づくりを推進してきました。また、各教科等の授業において、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への合理的配慮を検討する上で参考となる資料を作成し、市町村教育委員会を通して、全ての公立小・中学校に周知してきました。さらに、指定市における特別支援教育を推進するリーダーの育成に関する研究を通して、指定市内の中学校の特別支援教育の充実と共通理解を図ってきました。こうした取組により、授業のユニバーサルデザイン化を踏まえた誰にでも分かりやすい環境設定について学校や教職員の理解が進んだ一方で、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人に応じた合理的配慮を集団の中でどう提供するか、どのような学級づくりを行うかについて困難さを抱える教員が多い現状があります。

(表2)岡山県公立小・中学校における通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の割合

| 区分 | 全国平均 | H25 | H30 | R3 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 公立小学校 | 10.4% | 10.5% | 11.2% | 11.9% |
| 公立中学校 | 5.6% | 7.5% | 7.1% | 8.0% |

※在籍する全ての児童生徒を対象に特別な支援が必要であると学校が判断したものであり、医師の判断によるものではない。

※全国平均は、国が令和4(2022)年に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合。

※政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を実施していますが、特別支援教育においては、連続性のある多様な学びの場を整える必要があることから、県全体の状況を表す数値としています。

(表3)岡山県公立小・中学校における通級指導教室及び特別支援学級在籍児童生徒の割合

| | | 全国平均 | H 2 1 | H 2 5 | H 3 0 | R 4 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 公立小学校 | 通級指導教室 | 2. 2% | 1. 0% | 1. 6% | 2. 1% | 2. 4% |
| | 特別支援学級 | 3. 7% | 2. 1% | 3. 3% | 5. 2% | 6. 2% |
| 公立中学校 | 通級指導教室 | 0. 7% | 0. 1% | 0. 1% | 0. 2% | 0. 3% |
| | 特別支援学級 | 2. 8% | 1. 7% | 2. 5% | 3. 5% | 4. 4% |

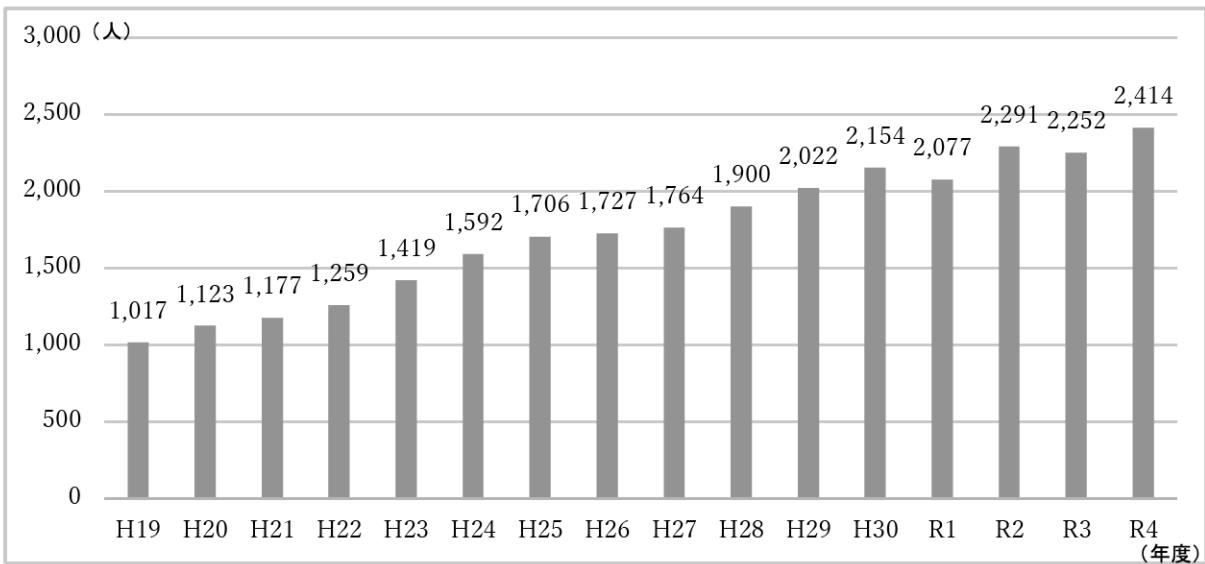
※国の「通級による指導実施状況調査」及び国の「学校基本調査」結果によるもの。

※全国平均は、通級指導教室については令和2(2021)年度、特別支援学級については令和3(2022)年度のもの。

※政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を実施していますが、特別支援教育においては、連続性のある多様な学びの場を整える必要があることから、県全体の状況を表す数値としています。

小・中学校では、通級による指導を希望する児童生徒が年々増加しており（表3、図2）、実態も多様化しています。通級指導教室は、令和3(2021)年度には、県内小学校に123教室、中学校に11教室が設置されています。通級指導教室では、言語障害や発達障害等の障害特性に応じた自立活動の指導が行われており、通級による指導を担当する教員（以下「通級指導担当者」という。）は、高い専門性を有することから、通常の学級担任への指導・助言も行っている場合があります。また、通級指導担当者が他校との兼務により、遠方から通う児童生徒の負担軽減のための巡回指導や、地域の児童生徒や保護者を対象に教育相談を行うなどの工夫を行っている地域もあります。中学校においては、小学校で通級による指導を受けている児童の割合と比較すると、通級による指導を受けている生徒の割合は非常に低い状況です。その理由としては、在籍している通常の学級での授業を抜けることへの抵抗感から通級による指導を希望しない生徒がいること、他校の通級指導教室に通うことが難しいこと、通級指導教室の設置校数が少ないとなど挙げられます。そのため、中学校における通級による指導については、その意義について、本人及び保護者に周知する必要があります。

県教育委員会においては、これまで通級による指導の充実に関する研究及び中学校の通級指導教室を設置するための研究を行ってきました。指定した地域では、通級指導教室における自立活動の指導の充実、自閉症・情緒障害特別支援学級と通級による指導の学びの場の見直しや、中学校における通級指導教室の設置など、一定の成果が得られましたが、県全体での取組には至っていないことから、今後も通級指導教室設置に向けた継続した取組が必要です。また、令和4(2022)年度から、障害による学習上又は生活上の困難さがあるものの、在籍する学校に通級指導教室が設置されてないことから、通級指導教室を設置する学校に通って指導を受ける児童生徒の通学の負担を軽減するために、ICTを活用した実践研究を行っているところであり、今後は研究の成果を全県に周知する必要があります。



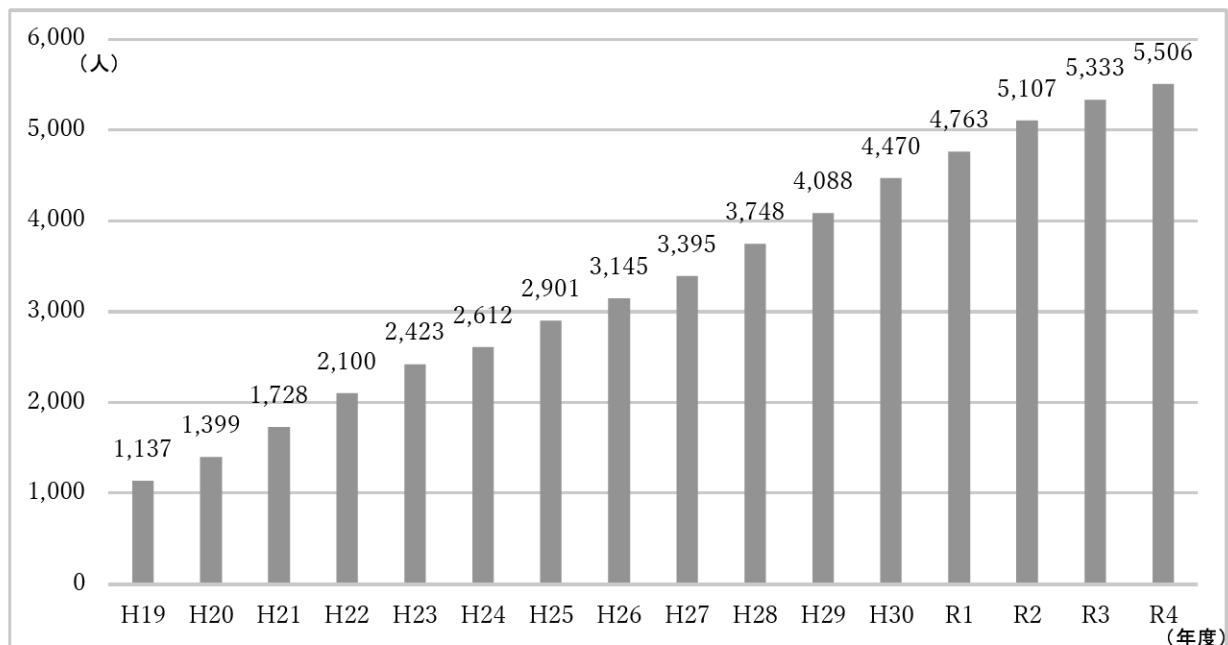
(図2)岡山県公立小・中学校における通級指導教室在籍児童生徒数の推移

※政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を実施していますが、特別支援教育においては、連続性のある多様な学びの場を整える必要があることから、県全体の状況を表す数値としています。

特別支援学級については、特に自閉症・情緒障害特別支援学級の児童生徒数が大幅に増加（図3）するとともに、適切な学びの場について検討が必要だと思われるケースが多様化しています。具体的には、障害の状態がすでに改善しているケース、ほとんどの学習時間を交流学級である通常の学級で学んでいるケース等が見受けられます。県教育委員会では、学びの場の見直しについて指定市で行った事業成果を周知し、適切な学びの場の決定と柔軟な見直しについて市町村教育委員会に働きかけているところですが、児童生徒一人一人の障害の状態に応じた教育課程編成や自立活動の指導など、適切とは言えない状況もあります。

適切な指導・支援を継続して行うための個別の教育支援計画等は、全ての特別支援学級に在籍する児童生徒に対して作成されていますが、今後は、本人及び保護者が希望する将来の社会生活の実現を見据えた教育課程の編成や、自立活動の目標・内容、達成感をもちながら学習活動に参加するために必要な合理的配慮を一層明確にして、適切な指導・支援を実施することが求められています。また、特別支援学級で個別の指導・支援を受けていた児童生徒が、中学校や高等学校への進学時に周囲の理解と対応が十分でない場合、集団生活への適応が困難となるケースがあることも課題となっています。そこで、将来を見通した進路指導や障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が可能な限り共に学ぶことができるよう、適切な指導・支援を行うことが重要です。

現在、県内全ての公立小・中学校における特別支援教育コーディネーターの指名等、



(図3)岡山県公立小・中学校における自閉症・情緒障害特別支援学級在籍児童生徒数の推移

※政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を実施していますが、特別支援教育においては、連続性のある多様な学びの場を整える必要があることから、県全体の状況を表す数値としています。

【今後に向けた取組】

①通常の学級における特別支援教育の充実

i) 特別支援教育の観点による授業づくり、学級づくり

通常の学級において、特別な支援を必要とする児童生徒の学習指導の充実を図るために、授業づくりと学級づくりが不可欠です。

授業づくりについては、誰にでも分かりやすいユニバーサルデザイン化にとどまるだけでなく、児童生徒一人一人の障害による学習上や生活上の困難さを改善するための合理的配慮を提供し、児童生徒の実態に応じた個別最適な学びができるようにします。

学級づくりについては、教育活動の根幹であることから、お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れる風土を児童生徒自らが作り上げていけるよう指導を行うとともに、児童生徒の実態に応じて個への支援を行うことが重要であることを広く周知します。その際、小・中学校学習指導要領に示されている各教科等の指導における困難さに対する配慮に基づいた指導・支援の考え方を実践したり、県

総合教育センター作成のアセスメントシートやブックレット「子供とつながる・子供をつなげる～多様性を認め合う集団づくりを中心に～」（令和3（2021）年1月）やeラーニングを活用したりするなど、地域内・学校内の全ての教職員が一定の方針の下で、一貫した指導・支援を行うことができるよう、市町村教育委員会と連携して、小・中学校を支援します。

ii) 地域や学校の核となる教職員の配置・活用

通常の学級において特別な支援を必要とする児童生徒への適切な指導・支援を行う際には、個別の教育支援計画等の活用等を促進するための地域の核となる教職員の専門性の確保と指導力の向上、地域において特別支援教育を推進するための体制づくり、研修の充実が大切です。そのため、中学校区等を単位としたブロック内にある幼稚園等及び小・中学校等の校種間連携の促進を図る体制を構築し、地域ごとに特別支援教育推進リーダーとなる教職員を指名・活用するよう市町村教育委員会へ働きかけます。そして、特別支援教育推進リーダーを核として、各校の特別支援教育コーディネーター同士の連携を強め、通常の学級担任の指導・支援の充実を図ります。こうした取組を推進するに当たり、特別支援教育推進のために配置された教職員の効果的な活用についても、市町村教育委員会に働きかけます。

また、特別支援教育推進リーダーの役割について、地域の教職員や関係機関、保護者に周知するよう管理職研修や市町村教育委員会に働きかけることで、各校だけでなく地域全体での特別支援教育を推進します。

【目標】

市町村において特別支援教育推進リーダーとなる教職員を地域ごとに指名している数

| 区分 | 現況値 (R4) | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|-----------|-------------|----|----|----|----|----|
| 市町村数（累積数） | 15 | 17 | 19 | 21 | 23 | 26 |

※政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を実施していることから、岡山市を除く県内26市町村の数値を目標とします。

②通級による指導における特別支援教育の充実

i) 通級指導教室の適切な設置

通級による指導を希望する児童生徒の教育的ニーズに的確に対応するよう、通級による指導の場を整備することを市町村教育委員会に働きかけます。小・中学校においては、本来は通級による指導が適切であると考えられる児童生徒が特別支援学級に入級している状況も見られるため、通級指導教室の設置の意義について、市町村教育委

員会に周知します。また、児童生徒が安心して通級による指導を受けられるように、本人及び保護者に対してもその指導の意義を十分に説明することや、他校通級を活用する場合においては、学校間の連携を強化することについても市町村教育委員会に働きかけます。そして、小・中学校在籍時に、障害による学習上又は生活上の困難さができる限り改善・克服し、高等学校等へ円滑に接続できるよう、通級指導担当者の指導力の向上に努めます。

ii) 巡回指導、拠点校によるセンター的機能の充実

市町村教育委員会においては、通級指導担当者が、その専門性を生かして、障害特性の理解や自立活動の指導力の向上等を支援する取組を行っている地域もあります。また、通級指導担当者の中には、保護者や通常の学級の担任等からの相談に対応している事例もあります。このような、通級指導教室を拠点とした地域のセンター的機能の好事例を市町村教育委員会に周知します。また、地域のセンター的機能を担う通級指導教室や特別支援学校を活用することにより、各校の通級指導担当者の指導力や教育相談等のスキルの向上を図るよう、市町村教育委員会に働きかけます。

通級指導教室を設置していない学校においては、設置している近隣の学校に児童生徒が通って指導を受けることが一般的ですが、必ずしも在籍校から近い場所にあるとは限らず、遠方から通うことによる児童生徒や保護者の負担もあることから、通級指導担当者による巡回指導やオンラインによる遠隔指導を行うことで、移動時間の削減や在籍校での学習時間の確保についても、地域の実情に合わせて検討するよう市町村教育委員会に働きかけます。また、実践事例を蓄積し、好事例を周知します。

iii) 自立活動の指導の充実

通級による指導は、自立活動の指導を行うことを基本としています。「学校教育法施行規則第 140 条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成 28(2016)年文部科学省告示第 176 号）においては、特に必要があるときは、障害の状態に応じて自立活動の指導の中で各教科の内容を取り扱いながら行うことができるようとされています。この場合も、あくまで障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的として行われることが必要であり、単なる各教科の遅れを補充するための指導とならないようにしなければなりません。そこで、市町村教育委員会と連携を図りながら、適切な実態把握と教育課程の編成、自立活動の指導内容や指導方法の充実に関する実践研究を行い、研究成果を県内に周知します。また、市町村教育委員会と連携しながら、言語障害、自閉症・情緒障害、聴覚障害等の通級指導教室の担当者のそれぞれの障害種に応じた自立活動の指導に関する専門性を高め、実践の充実を図ります。

③特別支援学級における特別支援教育の充実

i) 一人一人の障害の状態に応じた教育課程の編成や授業実践

特別支援学級に在籍する全ての児童生徒について、学級担任が保護者との共通理解を図りながら、個別の教育支援計画等に一人一人の教育的ニーズを踏まえた合理的配慮を含む必要な支援の内容等を明記し、それらを活用した適切な指導・支援が行われるよう市町村教育委員会を通じて、学校での取組の充実を図ります。

特別支援学級においては、児童生徒一人一人の実態に応じた教育課程編成に基づく各教科等の指導が適切に実施できるよう、市町村教育委員会に対して教育課程編成に関する情報を提供することで、市町村教育委員会が所管の小・中学校に適切に助言できるようにします。さらに、県教育委員会は、自立活動を含めた指導内容や指導方法に関する授業実践研究を行い、研究の成果を県内で共有できるようにし、特別支援学級における授業の質の向上を図ります。併せて、専門家チーム員等を派遣することで、自立活動の指導が効果的に発揮できるよう学校を支援します。

また、県教育委員会は、小・中学校や特別支援学級担任等の研修会へ特別支援学校教員を講師として派遣するなど、特別支援学校のセンター的機能の活用について、市町村教育委員会に働きかけます。

ii) 教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

特別支援学級に入級する児童生徒については、就学の段階で卒業後の進路を見据え、小・中学校にどのような学びの場があるかなど、情報が十分に提供されることが必要です。そして、障害の状態、必要な指導内容、合理的配慮の内容の変化を的確に把握し、本人・保護者の希望を踏まえた上で、自己理解や社会性等の「付けたい力」を明確にした自立活動の指導を行うとともに、高等学校や就労先等の将来を見通した指導・支援を適切に実施することが大切です。また、特別支援学級入級後も、教育的ニーズの変化と、通常の学級との交流及び共同学習の実施状況を踏まえながら、最も適切な学びの場について柔軟に見直すことが重要であると言えます。学校においてこうした指導・支援が適切に行われるよう、市町村教育委員会を支援します。

また、学びの場の見直しに当たっては、本人・保護者との十分な合意形成を図り、校内委員会で共通理解された必要な合理的配慮について個別の教育支援計画等に記入した上で実施するなど、学びの場を変更した後の支援を確実に行いうよう、市町村教育委員会と連携して学校を支援します。

④特別支援教育コーディネーターの機能の効果的な発揮

各学校において、適切な指導・支援を行うためには、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが中心となって、特別支援教育を推進することが大切

です。また、取組に当たっては、通常の学級担任、通級指導担当者、特別支援学級担任及び保護者と連携を図ることが大切であり、校内委員会やケース会議の開催、相談支援等を計画的に実施することが重要です。このような連携の中心的役割を担うのが特別支援教育コーディネーターです。こうした特別支援教育コーディネーターの役割について、校内で共通理解を図るとともに、保護者に周知して特別支援教育を推進するよう、市町村教育委員会に働きかけます。

(3) 高等学校における特別支援教育の充実

【現状と課題】

令和3(2021)年度に実施した県調査（表4）によると、県内の公立高等学校が把握している特別な支援を必要とする生徒の割合は、全体で4.8%（全日制3.7%、定時制（38.8%）であり、平成25(2013)年度の調査から大きな変化はありませんが、一定数在籍していることから、特別な支援を必要とする生徒一人一人に対して、高等学校在籍中の学習面や生活面における適切な指導・支援を行うことはもとより、高等学校卒業後の進学先及び就労先への円滑な移行のために関係機関との連携が一層求められます。

（表4）岡山県公立高等学校における特別な支援を必要とする生徒の割合

| 区分 | 全国平均 | H25 | H30 | R3 |
|--------|------|------|------|------|
| 公立高等学校 | 2.2% | 4.0% | 4.3% | 4.8% |

※在籍する全ての生徒を対象に特別な支援が必要であると学校が判断したものであり、医師の判断によるものではない。

※全国平均は、国が令和4(2022)年に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」において「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた生徒の割合。

※政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を実施していますが、特別支援教育においては、連続性のある多様な学びの場を整える必要があることから、県全体の状況を表す数値としています。

平成30(2018)年度から高等学校における通級による指導が制度化されたことを受け、本県でも平成30(2018)年4月から公立高等学校で通級による指導をスタートし、令和3(2021)年度は公立高等学校3校で実施しています。

通級における指導においては、社会性やコミュニケーション、読み書きの困難さ等のある生徒に対して、特別の教育課程を編成し、自立活動の指導を実施してきました。こうした困難さを生徒自身が理解し、自身で改善・克服しようとする成果が見られるようになった一方で、保護者や教職員が通級による指導が必要と考えていても生徒自身が希望しない場合もあり、希望しない生徒の中には自己理解が伴わず、学習面や生活面で不適応を起こす生徒が少なくない状況が見られます。

こうした状況を受け、県教育委員会では、高等学校において発達障害を含む特別な

支援を必要とする生徒への支援や指導を充実させるため、令和3（2021）年度から特別支援学校のセンター的機能により、全ての県立高等学校に巡回相談を行う事業を実施することにより、特別支援学校との更なる連携強化と高等学校における特別支援教育の充実を図っています。巡回相談を通して、高等学校の特別支援教育コーディネーターと特別支援学校の特別支援教育エキスパートの連携が強化され、研修の充実や個別の教育支援計画等の活用など、校内の特別支援教育体制整備が進んだ高等学校も見られました。

また、県教育委員会では県総合教育センターにおいて、特別支援教育の視点による授業づくりや学級づくりに関する研修の実施や各教科等の指導における合理的配慮について情報発信を行っており、今後も高等学校における特別支援教育の一層の推進のための支援が必要です。

【今後に向けた取組】

①特別支援教育の観点による授業づくり、集団づくり

発達障害を含む特別な支援を必要とする生徒はどの学校にも在籍していることから、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターや通級指導担当者を中心に、各教科等の指導において合理的配慮を含めた必要な支援が確実に提供できるような授業づくりや学習環境の整備を計画的、組織的に実施できるよう、学校への指導・助言を行います。併せて、特別支援学校のセンター的機能により高等学校を支援します。

さらに、各教科等の指導や部活動などにおける効果的な集団への働きかけや合理的配慮について、好事例を収集しデータベースにまとめ、周知します。また、校内支援体制を整え、学校全体で特別支援教育の充実に取り組んでいる好事例についても周知します。

②自己理解を促す自立活動の指導や進路指導

発達障害を含む特別な支援を必要とする生徒の中には、本人及び保護者が本人の特性等について気が付いていない場合もあることから、特別な支援が必要な生徒の実態把握を行い、本人の意向を踏まえつつ、自己理解を促しながら対人関係等のスキルを高め、卒業後を見据えた進路指導を保護者と連携を図りながら充実させます。また、学習上の困難さを抱える生徒が一定数在籍しているという実態に合わせて自校の教育課程編成を工夫している学校もあることから、県教育委員会として、こうした研究に取り組んでいる学校を支援し、得られた知見を県内の高等学校に周知します。

その際、自立活動の指導、個別の教育支援計画等の作成・活用、障害者枠を利用した就労への助言等、特別支援学校が有するノウハウが活用できるよう、連携体制を一

層強化することにより、高等学校に在籍する生徒の多様な教育的ニーズに対応できるようにします。

高等学校における通級による指導については、特別支援学校のセンター的機能の活用による巡回指導や、通級指導担当者による複数校の兼務などの効果的な指導体制について検討します。

(4) 特別支援学校における特別支援教育の充実

【現状と課題】

各特別支援学校においては、児童生徒等の自立と社会参加に向けて、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する自立活動の指導に重点を置き、指導内容の選定、指導・支援方法の検討及び理学療法士や作業療法士等の専門家との連携による指導を推進してきました。今後も、専門家との連携により、特別支援教育の特徴の一つである自立活動の指導の専門性を向上させることで、指導の充実を一層図る必要があります。また、各学校においては、自閉症を含む発達障害を併せ有する児童生徒等も多いことから、発達障害による学習上又は生活上の困難さも踏まえた自立活動の指導の充実が必要です。

本県においては、特別支援学校における課題や学習指導要領の改訂を踏まえ、社会に開かれた教育課程や学習評価、重度・重複障害の教育課程等の実践研究を行ってきました。知的障害特別支援学校の各教科においては、学習指導要領における指導内容の大幅な改訂に伴い、「岡山県特別支援学校における知的障害のある児童生徒の指導内容表（令和2（2020）年3月　岡山県特別支援学校長会、岡山県教育庁特別支援教育課）」を作成し、特別支援学校で共有してきました。今後は、その効果的な活用や一人一人の実態に応じた教育課程の編成・改善について、実践を通して検討を進める必要があります。

学習指導要領の改訂により、学習評価においても観点別評価の重要性が一層求められています。現在、県内の特別支援学校で活用されている個別の指導計画の様式は、各校で検討、作成されたものであり、観点別評価を踏まえた様式としての妥当性等を検討する必要があります。

さらに、特別支援学校の学区は広く、児童生徒等は様々な地域から通学しています。特別支援学校の所在する地域は、児童生徒等が学校卒業後に生活する地域ではない場合もあるため、特別支援学校卒業後の家庭・地域・余暇生活を見据えて児童生徒の居住する地域における取組の充実が必要です。本県においては、居住地校交流や生涯スポーツの充実に関する指定校による研究を行っており、今後も将来の自立と社会参加に向けた、各特別支援学校における継続した取組が求められています。

特別支援学校には、地域における特別支援教育のセンターとしての役割があり、こ

れまでも、特別な支援を必要とする児童生徒等への指導・支援、教職員への研修支援等、専門家を活用しながらセンター的機能の充実を図るよう努めてきました。一方、学校種によっては派遣が少ない状況（表5）もあることから、センター的役割について幼稚園等及び小・中学校等に広く周知を図るとともに、幼稚園等及び小・中学校等における特別支援教育推進上の課題を特別支援学校が把握しながら、ニーズに応じたセンター的機能を充実させることが求められています。また、就学前支援や就労支援などの機能の一層の向上についても求められています。

（表5）令和3（2021）年度県立特別支援学校のセンター的機能の実績

| 対象 | 幼稚園等 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | その他 | 計 |
|----|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 回数 | 60 | 188 | 96 | 166 | 114 | 624 |

※支援に当たった延べ回数

【今後に向けた取組】

①自立活動の指導の充実

特別支援学校における自立活動の指導については、学習指導要領を参考とし、個別の指導計画を作成した上で指導に当たっていますが、一層の指導の充実を図るため、次の事項について、各学校で重点的に取り組みます。

まず、障害種別が視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱である児童生徒等への自立活動の指導に関しては、研修機関等への派遣等により学校で核となる教職員を育成したり、理学療法士や作業療法士等の専門家を活用した研修や支援などの取組を一層促進したりすることで、自立活動の指導の充実を図ります。

知的障害のある児童生徒等への自立活動の指導に関しては、ほとんどの特別支援学校において、教育活動全体を通して指導に当たっているところですが、更に重点を置いて自立活動の内容を指導する必要がある児童生徒もいることから、各校で対象児童生徒を抽出して、時間割上に位置付けた「個別取り出し型」の自立活動の指導について研究を行います。

また、自立活動を主とした教育課程を編成している重度・重複障害のある児童生徒等においては、多様な感覚刺激を得ながら学習活動を進めていくことができるよう、障害者福祉施設等とも連携し、重度・重複障害のある児童生徒等の学びの場に適した環境を検討するとともに、その環境を活用した指導方法等に関して、研修会等を開催し、教職員の専門性を高め、児童生徒等のライフキャリアの充実に努めます。

さらに、自閉症を含む発達障害を併せ有する児童生徒も多い状況であることから、発達障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服も踏まえた自立活動の指導の充実を図ります。こうした児童生徒の中には、行動上の問題を抱えている場合があり、

その背景には視覚、触覚等の敏感や鈍感などの感覚の特異性が大きく関係していることがあります。この感覚の特異性について、教職員が適切に把握し、その後の指導に生かすことができるよう支援します。

②学習活動の充実による社会に開かれた教育課程の実現

特別支援学校における個別の指導計画が観点別評価を踏まえた様式となるよう、プロジェクトチームを立ち上げ、県立特別支援学校における実践を基に検討し、様式例としてまとめます。また、個別の指導計画における目標のデータベース化を図り、指導教諭等を中心としてそのデータの妥当性を高めることで、観点別評価に向けた目標記述業務の軽減を図るとともに、特別支援学校全体としての観点別評価を踏まえた目標記述の妥当性を高め、より適切な指導に生かします。

学習評価の改善に向けては、「これまで何を学んだか」「今何を学んでいるか」「これから（次年度）何を学ぶか」といった「学びの地図」を共有し、指導・評価することができるよう、「岡山県特別支援学校における知的障害のある児童生徒の指導内容表」を基にした「デジタル指導内容チェック表（仮称）」を作成し、その活用と学習評価を踏まえた教育課程の編成・改善について研究します。

さらに、学校・家庭・地域が一体となり、体験的な取組の充実を図ることで、適応行動の困難さがある知的障害の児童生徒が教科別の指導において学んだことを、実際の生活に生かすことができるようになります。

③生涯学習の充実

特別支援学校で学ぶ児童生徒等が、在学中から地域で楽しむことができるスポーツや文化への関わりにつながるような体験を積み重ねていくことができるよう、地域のマラソン大会への参加などといった地域資源を活用した取組を推進するとともに、特別支援学校間でのグラウンド・ゴルフ等のスポーツ大会、関係団体との共催による書道コンクールや絵画コンクールなどのスポーツや文化芸術活動のイベントを開催します。

④センター的機能の一層の強化

地域の幼稚園等及び小・中学校等に特別支援学校のセンター的機能の意義について周知し、積極的に各特別支援学校における障害種別（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）の専門性を生かした支援に当たることが必要です。その際、幼稚園等や小・中学校等からの要請に応じた支援だけでなく、幼稚園等や小・中学校等の全ての教職員が研修を受けられるよう市町村教育委員会や関係機関と連携を図るとともに、研修を充実させます。また、就学前支援や就労支援については、関係機関と

の連携を踏まえた支援が充実できるよう必要な情報を積極的に周知します。

さらに、幼稚園等及び小・中学校等においては、発達障害のある児童生徒等も一定数在籍することから、就学や進路指導、障害特性を考慮した指導・支援等について、大学教員や医師などの専門家や特別支援教育エキスパート等を派遣するなどの支援を充実します。

(5) 交流及び共同学習の充実

【現状と課題】

特別支援学校においては、特別支援学校に在籍する児童生徒等一人一人の居住地の小・中学校等との間で交流及び共同学習を行う、居住地校交流が重要ですが、令和元(2019)年度に居住地校交流を行っている児童生徒の割合(表6)は、小学部で36.8%となっており、実施の機運の高まりは見られるものの、教職員や保護者が意義を十分に理解していなかったり、通学区域が広いなどの理由で教職員の引率が十分にできなかつたりするなどの課題がありました。

(表6) 居住地校交流を実施した特別支援学校小学部児童の割合

| | R 1 | R 2 | R 3 |
|-----|--------|--------|--------|
| 小学部 | 36. 8% | 25. 9% | 38. 8% |

また、交流及び共同学習が双方の体験活動に留まっており、教育課程上の位置付けや評価が十分でないこと、担当者間での計画や目標に関する打合せ時間の確保が難しいこと、小・中学校側にとって一緒に学ぶ同じ地域の子どもという認識がもちにくいくことなどの課題がありました。こうした課題に対応するため、特別支援学校に在籍する児童生徒について、居住地の小・中学校に交流籍(副次的な籍)を置く取組を令和3(2021)年度から行っています。交流籍を活用することで、これまで一部の希望者の個別の申し出により行われてきた取組について、市町村教育委員会との協力の下で広く取り組めるようになり、実施する学校間の児童生徒、保護者、教職員の意識の向上につながっています。今後は、ICTの活用も含め、交流にとどまらず共同学習の成果が得られるような居住地校交流の充実に向けた取組を一層工夫する必要があります。

併せて、特別支援学校においては、高等学校や特別支援学校の所在する周辺の小・中学校との交流及び共同学習(以下「学校間交流」という。)、地域の公民館等との交流及び共同学習を行っていますが、今後も障害のない様々な人との交流及び共同学習を一層充実させることにより、共生社会の実現に向けた地域に開かれた学校づくり

を推進する必要があります。

小・中学校においては、特別支援学校との居住地校交流や学校間交流の他に、校内では通常の学級と特別支援学級間で交流及び共同学習が実施されており、障害のない児童生徒にとっては障害への理解を深める重要な機会となります。なお、特別支援学級の児童生徒が通常の学級で学ぶ際には、個々の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた上で、個別の教育支援計画等に交流及び共同学習の実施のために必要な合理的配慮を明記し、計画的、組織的に取り組むことが必要です。

【今後に向けた取組】

居住地校交流の積極的な実施により、地域の仲間としての基盤が育ち、大人になってからも共に生きる仲間としてのつながりが続いていくことが期待されます。特別支援学校において、児童生徒が居住する地域の小・中学校における交流籍を活用した居住地校交流を一層効果的に実施するためには、全教職員の共通理解の下、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が共に学ぶために必要な合理的配慮を個別の教育支援計画等に明記し、小学部低学年段階から居住地の小・中学校と連携した取組を行うことが重要です。そのため、居住地校と在籍校とが主体的に居住地校交流を計画し、保護者の理解と協力を得ながら積極的に推進するよう働きかけます。実施に当たっては、特別支援学校と小・中学校の児童生徒双方に、共に学ぶ仲間であることが認識できるよう、交流籍を置いていることが分かる掲示物等の工夫を行うことについて小・中学校へ働きかけます。また、担当者間でのICTを活用した指導計画や支援等に関する打合せ、教育課程上の位置付けを明確にした教科等の目標に迫る効果的な取組の在り方、直接交流が難しい場合のオンラインでの交流などの間接交流の在り方等、居住地校交流の在り方について実践研究をします。そして、好事例を蓄積し、特別支援学校の保護者や小・中学校の保護者、市町村教育委員会に居住地校交流に関する情報提供を行うことができる資料等を作成します。教職員の引率については、計画的に行うことができるような工夫についても研究し、周知します。

学校間交流や地域の公民館等との交流及び共同学習については、学校運営協議会制度（以下「コミュニティ・スクール」という。）等も活用しながら取組を充実とともに、交流の意義や効果などを踏まえた好事例の普及に努めます。

小・中学校の通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習においては、交流及び共同学習のねらいとともに、各教科等において教科のねらいを達成できるよう教育課程上の位置付けを明確にして、共同学習の成果が高まるような交流及び共同学習の充実を図ります。また、各教科等での学習を行うことが難しい特別支援学級の児童生徒についても、通常の学級の一員として活動できるよう、学級活動や給食等も含めた多様な交流及び共同学習の取組を充実することについて市町村教育委員会に働きかけ

るとともに、好事例を全県で共有することにより、交流及び共同学習の一層の充実を図ります。

【目標】

居住地校交流を実施した特別支援学校小学部児童の割合

| | 現況値 (R3) | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|-----|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学部 | 38.8% | 41.0% | 43.0% | 45.0% | 48.0% | 51.0% |

(6) ICT活用の充実

【現状と課題】

近年、全ての学校において、ICT機器の整備が充実してきています。さらに、GIGAスクール構想に基づく児童生徒1人1台端末が整備され、ICTの一層の活用が求められています。特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、「教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりする」視点と、「障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服する」視点を踏まえたICT活用の充実が求められています。

小・中学校等の通常の学級においては、これまでデジタル教科書や音声教材の普及について市町村教育委員会や小・中学校等に働きかけてきたところですが、これらの教材はこれまで各学校に常置されている端末を使って学習に供されており、その端末は自宅等に持ち帰りをしづらいという課題があったため、普及は十分とは言えない状況でした。今後は、個別最適な学びのために、学校や家庭での1人1台端末を活用した取組を積極的に進める必要があります。

県教育委員会では、令和4(2022)年度から小・中学校における通級による指導において、ICTを活用した実践研究を行っています。今後、本研究の成果を広く周知するとともに、特別支援学級におけるICT活用についても、市町村教育委員会と連携して取り組む必要があります。

特別支援学校では、令和2(2020)年度からICT活用プロジェクトチームを設置し、ICTを活用した授業実践の蓄積と共有を行ってきました。授業実践においては、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための活用や、教科指導の効果を高めたり児童生徒の情報活用能力の育成を図ったりするための活用など、様々な取組が行われており、今後も一層の活用が求められています。

ICTの活用が進むと同時に重要性を増していくのが、児童生徒に対する情報モラルや健康に関する教育です。自分や他人の個人情報を安易に開示することの危険性や

ネット上でのいじめ、ICT機器の長時間の利用により生じる健康上の問題等がクローズアップされています。児童生徒の中には、興味・関心の限局や対人関係・社会性スキルの未熟さが見られる場合があり、こうした問題等を起こす危険性が高くなることも考えられるため、早期から計画的にICTを活用する際に配慮しておくべき事項を学び、身に付けることは、必須のスキルであると言えます。

また、訪問教育を受けているケース、感染症や非常変災等により体調は悪くないものの学校に登校できないケースなど、様々な困難を抱える児童生徒がいます。本人・保護者との丁寧な合意形成の下で、自宅等において遠隔授業に参加することができるよう、1人1台端末やインターネット接続のための機器を貸し出す対応等が進んできており、今後も児童生徒が満足感や達成感を味わいながら学習できるためのICT活用を充実する必要があります。

さらに、個別の教育支援計画等に記載する児童生徒等の指導や合理的配慮の状況等を、校内で効果的に共有する手段として、校務のICT化が課題となっています。

【今後に向けた取組】

①通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒へのICTの活用

読むことが困難な児童生徒に音声教材を活用することや、書くことが困難な児童生徒に板書の画像を提供することにより、学習内容の理解が一層深まることが分かっています。また、注意の持続が困難な児童生徒に対してデジタル教科書を活用して、注目すべきポイントがより見やすくなることで、授業への参加が促されることも分かっています。こうしたことから、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒も1人1台端末を活用して、困難さを軽減する教材を用いて学習を進めるなど、特別な支援を必要とする児童生徒が主体的に学びに向かうための一つの手段としてのICTの活用について、市町村教育委員会や小・中学校等に一層働きかけます。

また、好事例を集め、県内で共有していくことで、活用の意義を発信します。あわせて、ICTの活用に当たって特別支援学校で行われている情報モラル教育や健康上の課題への配慮等についても、情報提供を行います。

②通級による指導や特別支援学級におけるICTの活用

現在、通級による指導において研究しているICTを活用した自立活動の指導実践を、市町村教育委員会に周知することで、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室におけるICTを活用した自立活動の指導の充実を図ります。また、通級による指導を行う高等学校にも情報提供することで、小・中学校等の自立活動を踏まえた指導の充実を図ります。

特別支援学級においては、特別支援学校が蓄積してきた実践事例やノウハウも活用

しながら、ICTを活用した授業実践の充実を図ります。さらに、小・中学校におけるICTを活用した実践について、各教科等ごとにデータベース化し、全県で情報を共有できる体制を整えます。

③特別支援学校におけるICTの活用

特別支援学校では、児童生徒の障害の特性によって、端末に対するアクセスの仕方が異なります。例えば、肢体不自由のある児童生徒が視線入力を行ったり、知的障害のある児童生徒が読み書きを支援するアプリを活用したりすることなどが考えられます。また、聴覚障害の児童生徒では話している人の言葉を文字に起こすなど、個々の実態に応じたICT機器の活用を通じて、他者とのコミュニケーションがより促進され充実できるよう取組を進めます。

また、例えば授業時間の見通しを持つことや、記憶を維持することに困難さのある児童生徒が、ICT機器を用いてタイマーによる時間管理をしたり、活動の手順が示されたデータを見ながら活動したりすることなどを通じて、児童生徒の主体的な取組を促し、日常生活の質の向上にもつながるような取組を行います。

さらに、ICTを活用した職業教育に関する指導計画や指導法について取組を充実します。例えば、肢体不自由のある生徒に対して、在宅での就労も見据えたICTの活用をどのように展開することができるかという観点からの取組を検討します。

健康上の理由等により登校できない児童生徒に対しては、1人1台端末を自宅に持ち帰らせるようにし、本人、保護者との合意形成を丁寧に行いながら遠隔授業を実施していくことで、学習保障を行う取組を進めます。

ICTの活用に当たっては、自分や他人の個人情報を安易に開示することの危険性やネット上でのいじめなどの情報モラルの問題、また、ICT機器の長時間の利用により生じる健康上の問題等について、適切に年間指導計画に位置付けて計画的に指導するようにし、児童生徒がそれらを意識してICTを活用できるようにします。

加えて、校務のICT化を進め、個別の教育支援計画や個別の指導計画・医療的ケアに関する情報の共有を一層円滑に行えるように整備します。

【目標】

授業にICTを活用して指導する能力を有する教員の割合

| | 現況値 (R3) | R5 | R6～R9 |
|--------|-------------|-------|-------|
| 特別支援学校 | 70.0% | 92.0% | 100% |

※授業にICTを活用して指導する能力を有する教員とは、国調査において、授業にICTを活用して指導する能力に関する項目について、「できる」「ややできる」と回答した特別支援学校教員をいう。

3 切れ目のない支援の引継ぎと関係機関との連携強化

(1) 個別の教育支援計画等の作成と活用

【現状と課題】

これまで県教育委員会では、「通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画等の作成及び活用の一層の推進について（通知）」（令和2（2020）年6月8日付け教特指第89号）により、進学先決定後、できるだけ早い時期からの情報の引継ぎを可能にする取組を進めてきました。こうした取組により、個別の教育支援計画等の作成率や引継率は、ここ5年間で飛躍的に向上しています（表7、表8）。

一方、進級時や就学・進学時において、個別の教育支援計画等の引継ぎは行われているものの十分でなかつたり、口頭のみで行われたために確実に情報が伝わっていなかつたりすることがあります。特に、中学校から高等学校への進学時の個別の教育支援計画等の引継ぎは、保護者の理解を得ることが難しいことも十分に行われていない主な要因となっています。

また、個別の教育支援計画等による引継ぎをしているにもかかわらず、支援に関する内容が学校内で十分に共有されていない、学級担任が代わるたびに支援内容や方法が変わってしまう、引き継ぐ側が十分な情報を記載していない、様式が書きづらい又は分かりづらいなどの理由で、個別の教育支援計画等の効果的な活用に至っていない課題も見受けられます。

さらに、近年、高等学校卒業後、大学や就職先において十分な支援が受けられず、困難を抱える卒業者がいる状況も見られることから、高等学校においては、作成や引継ぎに際し本人や保護者の理解を得ながら、高等学校卒業後の就労先や大学等の進路先にこれまでの支援に関する情報を引き継ぎ、支援につなげる必要があります。

（表7）個別の教育支援計画等の作成率

| | H28 | H30 | R3 |
|------|-------|-------|------|
| 幼稚園 | 76.7% | 99.6% | 100% |
| 小学校 | 75.2% | 99.9% | 100% |
| 中学校 | 59.2% | 100% | 100% |
| 高等学校 | 92.0% | 100% | 100% |

※政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を実施していますが、特別支援教育においては、連続性のある多様な学びの場を整える必要があることから、県全体の状況を表す数値としています。

(表8) 個別の教育支援計画等の引継率

| | H 2 8 | H 3 0 | R 3 |
|----------|-------|-------|-------|
| 幼稚園→小学校 | 28.0% | 37.9% | 100% |
| 小学校→中学校 | 22.2% | 51.2% | 96.3% |
| 中学校→高等学校 | 16.2% | 35.5% | 86.2% |

※政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を実施していますが、特別支援教育においては、連続性のある多様な学びの場を整える必要があることから、県全体の状況を表す数値としています。

【今後に向けた取組】

個別の教育支援計画等の作成と引継ぎについて、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒に加え、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒についても、保護者の理解と協力を得ながら進級時や就学・進学時に学校園間で文書による引継ぎを行うよう、継続して市町村教育委員会等に働きかけます。なお、特別な支援を必要とする幼児の就学に当たっては、「共通支援シート」を活用した情報連携についても、市町村及び市町村教育委員会に働きかけます。

特に、中学校から高等学校への引継ぎが課題となっていることから、中学校においては、高等学校入学者選抜の合格発表後に個別の教育支援計画等を高等学校へ適切に引き継ぐよう、市町村教育委員会に働きかけます。

また、効果的な活用に向けて、県教育委員会は市町村教育委員会、幼稚園等及び小・中学校等と連携し、支援が適切に提供できるよう個別の教育支援計画等の様式の改善と記載方法及び自立活動の視点を踏まえた記載内容の周知、引継ぎ時のケース会議の在り方や校園内だけでなく校園外の関係者も含めた参加者の選定、年度内での実態と支援の見直し等に関する定期的な確認等の取組の充実を図り、それらの取組から明らかになったポイントをまとめ市町村教育委員会に周知します。

高等学校においては、本人の自己理解を図るとともに、卒業後の進路において適切な支援を得られるよう、就労先や大学等の進路先に個別の教育支援計画等を引き継ぐ取組を進めます。

【目標】

中学校から高等学校への個別の教育支援計画等の引継率

| | 現況値 (R 3) | R 5 | R 6 | R 7～R 9 |
|----------|--------------|-------|-------|---------|
| 中学校→高等学校 | 86.2% | 90.0% | 95.0% | 100% |

※政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を実施していますが、特別支援教育においては、連続性のある多様な学びの場を整える必要があることから、県全体の状況を表す数値を目標としています。

(2) 家庭や地域、福祉、医療等との連携強化

【現状と課題】

県教育委員会においては、医療、保健、福祉、教育等の関係部局・機関、大学、親の会等の相互の連携を図るため、岡山県広域特別支援連携協議会を開催し、県内全体の障害のある児童生徒等に対する支援状況を踏まえ、より質の高い教育的支援が実施されるよう取り組んできました。一方、適切な学びの場の決定とその柔軟な見直しについては、学びの場の判断や決定の仕組みが、医療や福祉等、関係機関に十分理解を得られていらない場合が見られ、共通の理解を図ることが必要です。

市町村教育委員会や幼稚園等及び小・中学校等においては、児童相談所、医療機関等の関係機関と連携し、障害への支援に関して各機関が有する専門性を教育に取り入れることで、学校における特別支援教育の充実に努めてきました。

特別な支援を必要とする児童生徒等やその保護者は、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、切れ目のない支援が受けられる地域の支援体制について、十分な情報を得られず、必要なサービス等が受けられていない場合があります。そのため、保護者にとって養育が過度な負担となり、本人・保護者だけでなく本人の兄弟姉妹等を含めその家族の生活に影響が生じることがあります。また、福祉サービスの利用を希望する児童生徒等は特別支援学校だけでなく幼稚園等及び小・中学校等にも在籍していることから、幼稚園等及び小・中学校等の教職員も福祉サービスについて理解し、適切な情報を保護者に伝える必要があります。

一方で、福祉サービスを利用する児童生徒等が増加している中で、家庭と学校や福祉施設等が支援について共通理解を十分に図ることができていない場合があり、その結果、児童生徒等に不適応行動が生じるケースも見られることから、学校、福祉、医療等が一層連携を図り、一貫した支援を提供することが求められています。

特に、発達障害等のある児童生徒等は、対人関係の困難さや社会性の未熟さなどの特性があり、周囲の理解と対応が十分でない場合に、情緒の不安定、深刻な社会的不適応の状態などの二次的な障害や、不登校やひきこもりなどにつながることがあるため、早期からその予防や改善のために医療等の関係機関との連携が必要です。県教育委員会においては、発達障害等のある児童生徒等の二次的な障害を予防するための研修や精神科医等との意見交換、特別支援学校が行っている医療と連携した取組事例の幼稚園等及び小・中学校等への情報提供等を実施してきたところですが、今後行動上の問題につながる可能性の高い障害の状態が見られる児童生徒等を早期から把握し、家庭・教育・医療等が連携しながら、引き続き支援する必要があります。

特別支援学校においては、多様な実態の児童生徒等の教育活動が効果的に推進できるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、理学療法士等の専門家を積極的に活用しており、今後も様々な関係機関と連携を図りながら教育活動を推

進する必要があります。特に、重度の知的障害のある児童生徒等の中には、併せ有する障害の特性に対する理解と対応が十分でない場合に、強度行動障害と呼ばれる行動を示したりする児童生徒等がいます。また、近年障害の程度が比較的軽度な知的障害のある生徒が高等部に多く入学しており、そうした生徒の中には、対人関係を築く力や社会性の未熟さなどの特性に対する周囲の理解と対応が十分でないために、自己肯定感の低下による反抗や不安が強くなったことにより、行動問題や不適応を示す生徒もいます。こうした児童生徒等に対して適切な支援を行うためには、医療、福祉等の関係機関と一層連携した支援の充実が必要です。

【今後に向けた取組】

①関係機関と連携した一貫した支援の実施

より質の高い教育的支援が実施されるよう、関係機関と連携を強化します。特に、適切な学びの場の決定とその柔軟な見直しについては、教育における考え方について医療、福祉等にも共通理解が図られるよう働きかけます。

障害のある児童生徒等に対する支援に係る情報や相談窓口の情報については、市町村教育委員会と市町村の保健福祉部局等が連携を図り、幼稚園等及び小・中学校等から保護者へ積極的に周知するよう、市町村教育委員会に働きかけます。また、特別支援学校の教職員は福祉制度に関する知見をより多く有していることから、特別支援学校のセンター的機能として近隣の幼稚園等及び小・中学校等の求めに応じて研修等を開催し、必要な情報を提供します。

福祉サービスを利用する児童生徒等の増加に伴う一貫した支援体制整備については、オンラインによる会議等を活用し、個別の教育支援計画等を基に、学校と福祉事業所等が支援について効果的・効率的に共通理解を図る場を整えるよう、積極的に市町村教育委員会に働きかけます。また、特別支援学校についても、個人情報に配慮しながら支援に関する情報を福祉事業所等に積極的に提供し、一貫した支援を行うことができるようになります。

保護者に対しては、関係機関と連携し、ペアレントトレーニングやピアサポート等の情報について学校を通じて積極的に提供します。保護者との協力体制を築くことが難しい場合は、スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用し、家庭への支援を行うことで、関係機関との連携を図ります。

特別支援学校においては、現在活用しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家との連携が、家庭との連携や自立活動の指導の充実につながっていることから、今後も様々な専門家と連携を図りながら教育活動を充実させます。

また、強度行動障害や行動問題がある特別支援学校の児童生徒については、関係部

局や医療機関等との連携を一層強化することにより心身の状態を改善・安定し、学校において適切な指導・支援を行うことで安心して学校生活を送ることができるようになります。さらに、こうした取組を小・中学校等に情報提供することで、予防的な対応の周知を図ります。

②発達障害等のある児童生徒等の情緒・行動問題や不適応の問題への対応

発達障害等のある児童生徒等の情緒・行動問題や不適応の問題については、将来的に不登校や行動上の問題が生じる可能性は、発達障害等のある全ての児童生徒等にあることから、小・中学校等が一人一人の実態を的確に把握し、その状況に対して積極的にアセスメントを行い、その結果に基づくケース会議を関係部局や医療機関等と行うことができるようになります。また、教育支援センターとも連携を図り、早期から適切な支援を行うことができるようになります。

二次的な障害の予防や必要なメンタルヘルス支援については、取り組んだ教育プログラムの好事例をまとめることで、相談も含めた早期からの対応をどのようにしていくべきよいかなど、具体的に幼稚園等及び小・中学校等に情報提供します。

（3）特別支援学校における企業等と連携した早期からのキャリア教育の充実

【現状と課題】

県教育委員会においては、県の関係部局及び労働、福祉、企業等の関係機関と相互に連携を図り、特別支援学校の生徒の就労による社会参加を推進するための就労支援協議会を開催しています。また、就労応援団登録事業を実施しており、現在多くの事業所の登録（表9）により、就労に向けた地域型実習、受託作業、企業による出前授業等多くの特別支援学校高等部において実施されるようになりました。

また、県教育委員会においては、生徒の働く意欲を高める取組として技能検定を実施しており、近年は高等部だけでなく中学部において取り組む学校も増えてきています。さらに令和2（2020）年度からは、研究校を指定し、地域の企業等の専門家と連携した「プロに学べ！作業学習ブラッシュアップ事業」を実施し、生徒自身による製品開発・販売等に向けた課題解決型の授業づくりの充実を図ることで、働く意欲の育成に努めてきました。

このようなキャリア教育の充実が見られる一方で、小学部における早期からのキャリア教育は、発達段階等から将来の生活との関連性を意識して取り組むことが大切ですが、現状は現在の学校生活や家庭生活、地域生活等に関連した取組にとどまっています。そのため、県教育委員会においては、令和4（2022）年度から学校生活、家庭生活、地域生活、そして職業生活において育みたい力を系統的に学ぶ仕組みとして、小学部児童を対象に

した技能検定を実施しており、今後も継続して早期からの取組を推進する必要があります。

また、重度・重複障害のある児童生徒等については、ライフキャリアの視点における指導・支援が重要であり、これまでも地域と連携したキャリア教育の充実に関する取組を行ってきました。重度・重複障害のある児童生徒等は、障害の状態が重いことから、本人の夢や希望について周りの支援者が把握しにくい状況があるため、支援に関わる全ての関係機関と一層の連携を図りながら、今後もキャリア教育を推進する必要があります。

特別支援学校においては、地域の住民のニーズ等を踏まえた地域型実習、地域の企業等が実習受け入れ先となって行われる産業現場等における実習が行われるなど、コミュニティ・スクールを中心据え、地域と相互に連携協力しながらキャリア教育に係る取組を充実させています。また、学校ボランティアを募集し、児童生徒等の体験的な取組を支えてもらったり、特別支援学校で学ぶ児童生徒等について知つてもらう機会を設けたりしている学校もあります。一方で、学校ボランティアについては、募集や活用方法等が各特別支援学校に委ねられており、学校の立地条件等により活用状況に偏りが見られます。

(表9) 就労応援団登録事業所数

| | H25 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 登録事業所数 | 97 | 430 | 481 | 512 | 530 |

【今後に向けた取組】

特別支援学校小学部段階から、将来自分らしく生きていく上で必要となる力を明確にし、教育課程に位置付けて取り組むことが大切です。県教育委員会では、小学部児童のキャリア発達を支援するための技能検定を含めた指導内容の整理を行っていますが、その内容を充実させながら継続した取組を行い、児童がこの取組へ挑戦していく経験を通して、意欲や自信といった自分を高める力を養うことができるよう、学校を指導・支援します。また、小学部、中学部、高等部の合同授業など、学部連携による授業の推進を行うことで、先輩の姿にあこがれをもったり、夢や希望が育まれたりするよう早期からのキャリア教育の取組の充実を図ります。

主として知的障害の特別支援学校で実施している作業学習については、企画から製作、販売等といった一連のプロセスにおいて、企業等と連携し、生徒が主体となって活動し、働く意欲の向上につながるよう、授業改善を促します。

重度・重複障害のある児童生徒等については、個別の教育支援計画等の作成時に保護者だけでなく、支援に関わる関係機関の意見を聞くことにより、本人の夢や希望の実現を目指した指導・支援の充実を図ります。また、本人の発達段階と生活年齢を踏

また、地域の就労支援企業団体との連携やコミュニティ・スクールをはじめとした地域とともにある学校づくりの中で、学校に多様な人が参画し、地域や企業と学校との連携協力をより一層高めることで、地域型実習や産業現場等における実習を充実させます。併せて、ボランティアが十分に確保できていない学校については、大学等との連携も図ることで、ボランティアの積極的な活用に努めます。

(4) 高等部等卒業後も含めた就労支援

【現状と課題】

本県では、特別支援学校高等部卒業後就職を希望する生徒のうち、毎年98%前後の生徒が一般企業等へ就職しています（表10）。就職した者の1年間での定着率は概ね85%～90%の間で推移しています（表11）。生徒の離職防止に関して重要なことは、人とのコミュニケーションの方法や関わり方といった多くの職場で共通して求められる能力ですが、対人関係やコミュニケーションの困難さを抱える生徒も多く、生徒本人が自分の得意・不得意に関する理解を含む自己理解も十分でないことから、対処が上手くいかず、その結果就職しても、早期に離職する状況が見られます。自己理解が十分でないことは、自分に合った職種を適切に選択することが難しいという状況につながっている可能性があります。このような状況から、職場定着を見通した取組や就職先の企業や関係機関が一堂に会し、一貫した支援を引き継ぐための移行支援会議の充実が求められています。また、雇用側である企業等に対して、就労後に適切な支援が継続できるよう、生徒の障害特性等の一層の理解について働きかけることが必要です。

特別支援学校においては、卒業後3年間程度、各校の進路指導主事が中心となり、職場を訪問して本人や支援者から現状や課題等について把握・対処するアフターケアが実施されています。こうしたアフターケアにおいても、事業所の支援の状況と本人の状況を的確に把握し、関係機関との連携の下、支援する体制を確認する必要があります。

高等学校においては、個別の教育支援計画等に基づいた、合理的配慮を含めた個別の支援が十分に引き継がれないまま就職するケースが課題となっています。また、特別支援学校のような移行支援会議が開催されていないケースもあることから、そうした会議の設定と、生徒本人が必要な支援を意思表明できるコミュニケーション能力向上を図る取組の充実が必要です。

(表 10) 特別支援学校就職希望者の就職率の推移（各年度3月時点）

| H 3 0 | R 1 | R 2 | R 3 |
|-------|-------|-------|-------|
| 98.3% | 97.1% | 98.0% | 98.5% |

※就職希望者とは、4月時点の県調査において一般企業又は就労継続支援A型事業所への就職を希望する特別支援学校第3学年の生徒をいう。

(表 11) 特別支援学校卒業者で就職した者の1年目の定着率の推移（卒業翌年度3月時点）

| H 3 0 年度卒 | R 1 年度卒 | R 2 年度卒 |
|-----------|---------|---------|
| 87.9% | 90.0% | 93.1% |

【今後に向けた取組】

特別支援学校においては、企業等との連携の下で、様々な職種に関する体験活動の充実を図り、それらの活動を通じて、自分はどんなことが得意で、どんなことが苦手なのか、苦手なことに対してどのように周囲に知らせて配慮を求めるのか、また自身ではどのように対応するのか、などといったことへの生徒自身の理解を深め、本人自らが職種を選択し、職場において実際に対処することができるスキルを高めるよう指導・支援の充実を図ります。

また、卒業後に移行する事業所、関係機関及び本人等で支援に関する引継ぎ等を行う移行支援会議を充実させるとともに、生徒及び保護者が卒業後の生活について一層の理解を深め、意欲を高められる移行支援会議の在り方についても検討します。併せて、学校が行うアフターケアの状況を関係機関と共有し、必要に応じて事業所も含めたケース会の開催を障害者就業・生活支援センター等といった核となる機関へ学校から提案し、定着支援の強化につながる取組を推進します。

高等学校においては、就職先に個別の教育支援計画等を引き継ぎ、一貫した支援が継続できるよう、関係機関と連携した移行支援会議の導入について検討するとともに、必要な支援について生徒本人が事業所に伝えることができるよう、普段の学校生活から自己理解とコミュニケーション能力を高める指導の充実を図ります。また、特別支援学校のセンター的機能も活用して労働機関等との連携を強化し、障害者就労に関する情報を高等学校に提供します。障害者就労を希望しない生徒についても、卒業後の生活を見通して関係機関と連携を図りながら支援体制を構築できるよう高等学校を支援します。

【目標】

特別支援学校就職希望者の就職率（各年度3月時点）

| | 現況値 (R3) | R5～R9 |
|-----|-------------|-------|
| 就職率 | 98.5% | 100% |

※就職希望者とは、4月時点の県調査において一般企業又は就労継続支援A型事業所への就職を希望する特別支援学校第3学年の生徒をいう。

【目標】

特別支援学校卒業者で就職した者の1年目の定着率（卒業翌年度3月時点）

| | 現況値 (R3) | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|-----|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 定着率 | 93.1% | 93.5% | 94.0% | 94.5% | 95.0% | 95.5% |

（5）医療的ケアへの対応の充実

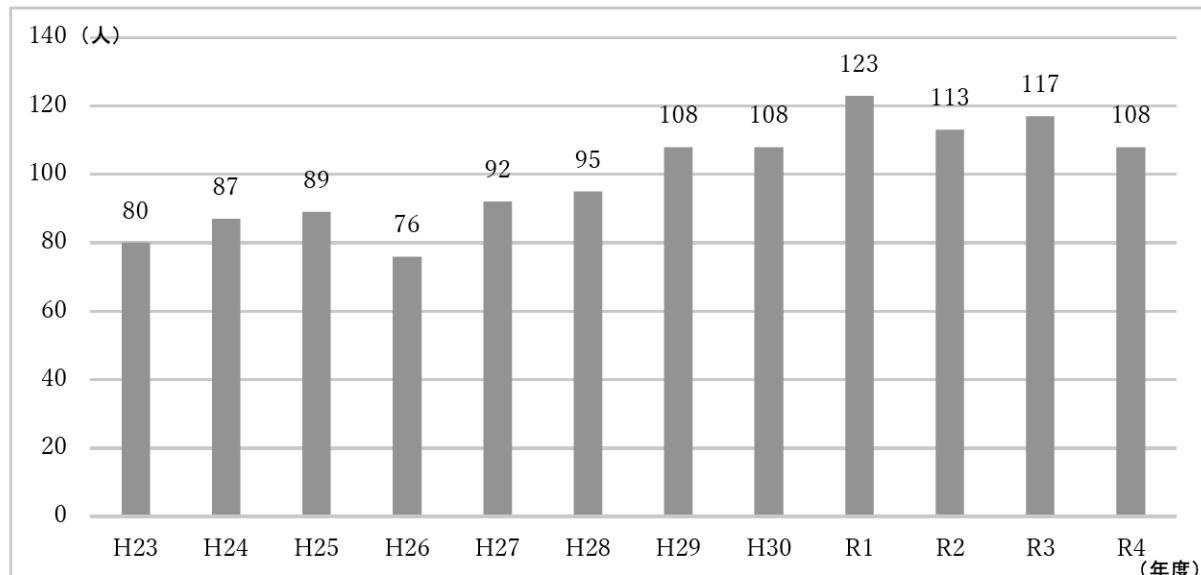
【現状と課題】

本県では、平成17(2005)年度に肢体不自由部門のある特別支援学校5校への看護師の配置を皮切りに、平成24(2012)年度には常時酸素及びペースト食の注入等について、平成28(2016)年度には人工呼吸器使用者への対応と、可能な限り医療的ケア児が訪問教育でなく学校へ通学して教育を受けられるよう、県立特別支援学校における医療的ケア実施体制の構築を徐々に進めてきました。このような対応を行うことで、これまで訪問教育の対象とされていた医療的ケア児は、本人の状態等によっては通学による教育を受けることが可能となりました。

医療的ケアの実施に際しては、安全・安心な環境で行う必要があることから、県教育委員会では、医療的ケア運営協議会を設置し、医療、保護者、学校、関係部局等から適切な助言や協力を受けながら、医療的ケアの内容の拡充等に努めてきました。平成30(2018)年度には、「県立特別支援学校における人工呼吸器使用児童生徒の通学受入れに関するガイドライン」、令和3(2021)年度には、「血糖値測定とその後の処置に係る医療的ケアのガイドライン」を策定するなど、多様化するニーズに対応した実施体制整備を行ってきました。また、医療的ケア児の増加(図4)に伴い、特別支援学校の看護師の人数も増加していることから、校内の医療的ケアを円滑に実施していくためのリーダー的な立場の看護師配置について研究したり、看護師が安心して学校で医療的ケアを実施できるよう研修を充実したりしてきました。こうした取組により、医療的ケアを実施する体制を整備してきていますが、個別性の高い医療的ケアが必要な児童生徒も増えてきており、今後も医療機関と連携した実施体制の強化、看護師等の適切な配置などに取り組む必要があります。

また、幼稚園等及び小・中学校等においても医療的ケア児が在籍しています(表 12)。県教育委員会においては、要請に応じ、医療的ケアに関する専門性の高い指導医を派遣したり、看護師等の配置も含めた市町村における実施体制の整備について助言したりするなど、市町村教育委員会等を支援してきました。

本県においては、令和元(2019)年度から岡山県自立支援協議会において医療的ケア児等支援部会が設置され、医療、福祉、教育等が一体になり、医療的ケア児の支援体制強化に向けた協議が行われています。令和3(2021)年9月に「医療的ケア児支援法」が施行されたことにより、保護者の負担軽減等を含めた支援対応が求められるとともに、学校現場への看護師等の配置の必要性が高まっていることに伴い、学校教育法施行規則の一部が改正され、医療的ケア看護職員の具体的な職務内容が明記されました。



(図4)県立特別支援学校において看護師等に医療的ケアを受けている児童生徒数の推移

(表 12) 岡山県公立小・中学校等における医療的ケア児数（令和3（2021）年度）

| 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|-----|-----|------|
| 11 | 2 | 0 |

※政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を実施していますが、特別支援教育においては、連続性のある多様な学びの場を整えるが必要があることから、県全体の状況を表す数値としています。

【今後に向けた取組】

特別支援学校に対しては、医療的ケア児の実態に応じた医療的ケア看護職員の適切な配置等に努めます。併せて、個別性の高い医療的ケアが求められることが多い状況の中で、医療的ケア看護職員が安心して医療的ケアを実施できるよう、医療機関、療育機関等と連携しながら研修の充実を図ります。また、入学時の保護者等同期間や医

療的ケア児の通学に係る保護者の負担軽減に努めます。

幼稚園等及び小・中学校等に対しては、医療的ケア児の在籍状況を継続的に把握するとともに、市町村教育委員会等に対して必要な情報を提供します。さらに、特別支援学校に配置する医療的ケア指導医の派遣や特別支援学校のセンター的機能の活用による指導・助言を行い、必要とされる医療的ケアの状況に応じて、適切な教育支援が受けられるようになるとともに、幼稚園等及び小・中学校等が、医療的ケア児の在宅でのケアを行っている地域の関係機関と連携し、保護者と十分な合意形成を図りながら医療的ケアを実施できるよう、市町村教育委員会等へ医療的ケア看護職員等の人材確保に関する助言や研修の取組支援にも努めます。

また、「医療的ケア児支援法」に基づき、医療的ケア児支援センターと連携を強化することで、相談体制の充実に努めます。

(6) 病気療養児への対応の充実

【現状と課題】

病気のため、長期療養を必要とする児童生徒への学習支援の一環として、県内の市町村教育委員会や学校・保護者等の相談に応じる「長期療養児教育サポート相談窓口」を、平成30(2018)年度から県教育委員会に開設しています。また、学識経験者やNPO法人、病弱特別支援学校教職員らで構成された長期療養児支援推進チームと連携し、令和元(2019)年度から「長期療養児支援充実事業」を実施してきました。

さらに、「病気療養児支援ガイドブック」を作成し、市町村教育委員会や小・中学校等への理解啓発と支援を行ってきました。

病気療養児への支援に当たっては、ICTを活用した同時双方向による遠隔授業の実施を通じて、療養中もできるだけ学びを継続できるようにしています。この取組についての医療機関の理解は進みつつあり、今後も一層理解を深めていく必要があります。

また、小・中学校に在籍する長期療養を必要とする児童生徒については、多くは院内学級を設置する小・中学校へ転校して学習しています。こうした児童生徒は、病気の回復に合わせて入院前に在籍していた小・中学校に戻るため、復学を見通した支援の充実が求められます。

高等学校に在籍する長期療養を必要とする生徒については、同時双方向による遠隔授業を行うことで必要な単位を取得し、進級や卒業につながったケースがありました。実技教科等については、療養中の病室や家庭で同時双方向による遠隔授業として実施することが難しいため、本人・保護者と学校との間の学習計画等に関して合意形成をしていくことが課題となっています。

【今後に向けた取組】

病気療養児の支援については、これまでの取組から、学校、教育委員会、医療機関が連携して、病気の発症以降できるだけ早い時期に、G I G Aスクール構想に基づく児童生徒の1人1台端末も活用して同時双方向による遠隔授業を行うなどの体制を整備し、計画的に実施することで、対象となる児童生徒は「学校や友人たちとつながっている」という安心感や学業を継続できるという希望を持つことができることが明らかになっています。

一方で、保護者は、子どもが病気療養が必要になったときにはその「治療」のことを考えるあまり、「教育」のことについて考える余裕がない場合があることも予想されます。また、学校側もまずは治療に専念するべきと考える傾向があります。そのため、その児童生徒への教育を保障し、本人の治療後・退院後にスムーズに学校生活に戻ることができるよう、保護者や学校、市町村教育委員会に、病気療養児への早期からの支援の重要性について周知するとともに、医療機関間のネットワークが充実し、院内学級のない医療機関にもこうした取組を知ってもらえるように働きかけます。

取組に当たっては、児童生徒本人や保護者の気持ちをしっかりと尊重して学習方法や計画について合意形成すること、そして医療機関等と必要な支援について連携を図ることが大切であることから、適切な対応ができるよう学校を支援します。また、医療機関での治療終了後、学校に再び登校できるようになったとき、配慮を要することもあります。「病気療養児支援ガイドブック」により、小・中学校等や市町村教育委員会が、病気療養児に関する遠隔授業の法的な位置付けを把握できるようにしたり、退院後の学校生活を円滑に送るための支援のポイントが分かるようにしたりすることで、教職員や友人による復学の支援ができるよう働きかけます。

(7) 障害のある外国人児童生徒等への対応

【現状と課題】

本県においても、障害のある外国人児童生徒等が、幼稚園等、小・中学校等及び特別支援学校に在籍しており、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程編成や合理的配慮を含めた対応が必要です。また、保護者も日本語の理解が十分でない場合があり、児童生徒等の教育に関する学校とのやりとりをスムーズに行うことができない場合も考えられることから、保護者に向けた支援の充実も必要です。

【今後に向けた取組】

小・中学校等においては、児童生徒等の教育的ニーズに応じたきめ細かい指導・支援が行われるよう、文部科学省の補助事業を活用するなどして、市町村教育委員会、関係部局及び学校と連携した支援体制の構築に向けた検討を進めます。

また、日本語の理解が十分でないことを理由に学びの場を安易に特別支援学級に決定する事がないよう、特別の教育課程編成やＩＣＴの活用も踏まえた教育支援について十分な検討を行い、適切に学びの場を決定するよう、必要な情報を市町村教育委員会や学校に提供するなどの支援を行います。幼稚園等や特別支援学校においても、実態に応じた教育課程の編成やＩＣＴを活用した支援を行うなどにより、児童生徒等が安心して学習に取り組むことができるようになります。

保護者への支援については、市町村教育委員会が関係部局と連携して必要な情報を保護者に提供するよう、市町村教育委員会に働きかけます。

（8）県民への理解啓発

【現状と課題】

岡山県教育委員会では、毎年発行している「岡山県の特別支援教育」や、合理的配慮や就学に関するリーフレット等の県教育委員会の発行物だけでなく、ホームページやＳＮＳなども活用することで、県民に対し、県内の特別支援学校で行われている教育活動や幼稚園等及び小・中学校等で取り組まれている特別支援教育に関する情報を発信しています。また、県内の大型商業施設でのキャリア教育フェアなどのイベントを通して就労に関する理解啓発活動を行ってきました。

特別支援学校においては、ホームページやＳＮＳでの情報発信だけでなく、コミュニティ・スクールを活用するなどし、地域住民に対し、特別支援学校で学ぶ児童生徒等について知つてもらう機会を設けている学校も増えてきました。

一方で、教育関係者や特別支援教育に関心のある人には発信している情報が届いても、広く一般の県民にまで十分に届いていない状況が見受けられます。

【今後に向けた取組】

幅広い県民に特別支援教育に関する情報を届けるため、作成したリーフレット等は紙媒体による配布と併せて電子データをホームページに掲載したり、その内容を県民に直接伝えるためのフォーラムなどのイベントを開催したりします。イベントの実施については、市町村の広報紙なども活用し、新しい情報発信ルートの開拓を行います。また、特別支援学校においては、コミュニティ・スクールを活用し、ゲストティーチャーや授業ボランティア等として地域住民に協力を依頼する等、地域とのつながりを更に強化します。

4 様々な障害種に対応した教職員の専門性の向上

(1) 特別支援学校教諭免許状保有率の向上

【現状と課題】

特別支援学校の教員には、各学校に在籍する児童生徒等一人一人の障害に応じた適切な指導が求められることはもとより、地域における特別支援教育のセンター的機能の必要性等から、高い専門性が求められています。本県の特別支援学校の教員における特別支援学校教諭免許状（以下「免許状」という。）の保有率は、この5年間に大きく向上していますが（表13）、視覚障害・聴覚障害に対応する免許状の取得状況については十分とは言えず、盲・聾学校の専門性向上が課題です。また、特別支援学校間での人事異動を踏まえ、多様な障害種に対応できるよう計画的な免許状の取得を進める必要があります。一方、人事交流で特別支援学校に赴任する小・中学校等の教員においては、人事交流前に免許状を取得している場合が多い状況ですが、中には人事交流の期間が終了しても免許状を取得できていない場合があります。そのため、特別支援学校に赴任している間に身に付けたノウハウを、地域の学校における特別支援教育に生かす意義について認識を高められるよう、赴任する教員に伝えておく必要があります。

特別支援学級担任や通級指導担当者等についても、特別な支援を必要とする児童生徒等を適切に指導し、必要な支援を行うため、特別支援学校教員に準ずる高い専門性が求められています。本県では、平成30(2018)年度から特別支援学校教諭免許法認定講習（以下「認定講習」という。）の講座数や受講人数の拡大を行ってきました。また、新任の特別支援教育担当者等が、認定講習を受講することで、県総合教育センターで行われる研修と兼ねることができる仕組みを整えてきました。こうした取組により、小・中学校の特別支援学級担任における免許状保有率も向上していることから、今後も免許状取得の意義を周知しながら専門性向上に向けた取組の継続が必要です。

さらに、小・中学校をはじめとした全ての学校や学級において、発達障害等のある児童生徒等を含む、特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍する可能性があることから、全校種の全ての教職員が特別支援教育の担当者であるという認識の下、発達障害等を含む様々な障害に適切に対応できる基礎的、実践的な指導力を身に付けることが求められています。

(表13) 岡山県公立学校における特別支援学校教諭免許状保有率の推移

| | | H 3 0 | R 1 | R 2 | R 3 |
|------------------|------|-------|-------|-------|-------|
| 特別支援学校 教員の保有率 | 岡山県 | 84.3% | 87.5% | 89.4% | 90.7% |
| | 全国平均 | 79.8% | 83.0% | 84.9% | 86.5% |
| 特別支援学級 担任の保有率 | 岡山県 | 26.3% | 25.4% | 27.0% | 27.7% |
| | 全国平均 | 30.8% | 30.9% | 31.2% | 31.1% |

*政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を実施していますが、特別支援教育においては、連続性のある多様な学びの場を整える必要があることから、県全体の状況を表す数値としています。

【今後に向けた取組】

特別支援学校教員の免許状の保有率の向上を図るため、特別支援学校教員の認定講習の受講について、管理職や教員に積極的に促すよう働きかけます。視覚障害・聴覚障害に対応した認定講習については、必要に応じて他県で開催されている講習をオンライン等も活用して受講するよう働きかけるとともに、他の障害種に対応した認定講習についても計画的に受講するよう働きかけます。また、人事交流で小・中学校等から特別支援学校に配置されることも踏まえて、計画的な免許状の取得を進めていくよう、小・中学校等の管理職に指導することについて市町村教育委員会へ働きかけます。

さらに、小・中学校の教職員が、計画的に特別支援学級担任を経験できるよう、また特別支援学級担任や通級指導担当者が、早期に免許状を取得できるよう、認定講習の積極的な受講について市町村教育委員会に働きかけます。併せて、特別支援教育を推進する特別支援教育コーディネーターの専門性向上、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒を指導する通常の学級担任の専門性向上のためにも、免許状取得の意義について市町村教育委員会に周知します。そして、教員を育成する大学にも、学生が積極的に免許を取得するよう、協力を依頼します。

現在、採用試験の選考に当たって考慮する事項の中に、「免許状の保有の有無」があることから、こうした情報についても広く周知します。

【目標】

岡山県公立学校における特別支援学校教諭免許状の保有率

| | 現況値 (R 3) | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 |
|----------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特別支援学校教員 | 90.7% | 91.0% | 91.5% | 92.0% | 92.5% | 93.0% |
| 特別支援学級担任 | 27.7% | 29.0% | 30.0% | 31.0% | 32.0% | 33.0% |

*政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を実施していますが、特別支援教育においては、連続性のある多様な学びの場を整える必要があることから、県全体の状況を表す数値を目指としています。

(2) 幼稚園等、小・中学校等及び特別支援学校全体で支援する体制づくりに関する専門性向上

【現状と課題】

本県では、県総合教育センターにおいて、経年研修や専門研修、e ラーニング研修等で特別支援教育に関する様々な研修を実施してきました。

管理職においては、校内における相談・支援体制が十分に整っていない、関係機関との連携の仕方が分からぬなどの学校における課題に対し、校内体制を整備する必要があります。

また、特別支援教育を推進する大切な役割を担うのが特別支援教育コーディネーターですが、その役割は多岐に渡るため、市町村教育委員会と連携した特別支援教育コーディネーターの専門性向上に向けた取組の充実が求められています。

さらに、発達障害等のある児童生徒等を含む、特別な支援を必要とする児童生徒等の指導に関して悩みを抱える教職員が多い状況です。こうした教職員の困難さの背景には、十分な知識・技能を身に付けておらず具体的な指導・支援の仕方が分からぬ、身に付けた知識と実際の児童生徒等の姿を関連付けて対応することが難しいなどの要因があると考えられます。こうした要因に対応するためにICT活用を含めた指導・支援の充実に向けた研修が求められています。併せて、現在多くの幼稚園等及び小・中学校等に特別支援教育支援員が配置されています。県教育委員会においても研修支援を行っていますが、今後も全ての特別支援教育支援員が知識と技能を高めて児童生徒等に適切に支援に当たることができるよう、市町村教育委員会と連携した取組の充実が求められています。

こうした課題に対応した研修を一層充実させることが喫緊の課題であり、市町村教育委員会と連携を図りながら、県総合教育センターにおける研修を実施することが必要です。

また、特別支援学校の教職員には、在籍児童生徒等の障害の重度・重複化、発達障害を併せ有する等の多様化に対応するとともに、地域における特別支援教育のセンター的機能を十分に発揮できるよう、幼稚園等及び小・中学校等に在籍する児童生徒等の発達障害を含む様々な障害種に対応した支援ができる専門性向上に向けた取組の充実が求められています。

【今後に向けた取組】

①特別支援教育を推進する管理職の専門性向上

特別支援教育を推進する上で一番の要は、園長や校長のリーダーシップです。園長や校長をはじめとする管理職が特別支援教育の意義を理解し、マネジメント力、リーダーシップを発揮して、全ての教職員が日々の勤務の中で必要な助言や支援を受けら

れる校内体制を整備することができるよう、市町村教育委員会と連携を図りながら、県総合教育センターにおける管理職の資質向上のための研修の充実を図ります。

また、管理職が校内研修や特別支援教育コーディネーターを中心とした支援状況などの校内体制をチェックし、特別支援教育の推進に向けた校内体制の整備を効果的に行うことができるよう、管理職用のガイドブックを作成します。併せて、学校経営計画において特別支援教育に関する目標を適切に設定し、組織的・計画的に特別支援教育を推進するよう、市町村教育委員会や学校に働きかけます。

【目標】

特別支援教育に関する校内研修を実施している公立学校等の割合

| | 現況値 (R4) | R5～R9 |
|------|-------------|-------|
| 幼稚園等 | 75.3% | 100% |
| 小学校 | 95.5% | 100% |
| 中学校 | 89.0% | 100% |
| 高等学校 | 81.3% | 100% |

※政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を実施していますが、特別支援教育においては、連続性のある多様な学びの場を整える必要があることから、県全体の状況を表す数値としています。

②特別支援教育コーディネーターの専門性向上

特別支援教育コーディネーターは、校内委員会やケース会議のための情報の収集、担任への支援、校園内研修の企画・運営、保護者に対する相談窓口、校園内外の関係者・関係機関との連携等、様々な役割を担っており、その役割について理解を図り、確実に担うができるよう、県総合教育センターを中心に専門性向上に関する研修の充実を図ります。また、必要に応じて専門家を派遣するなどの体制を整えます。

各市町村においては、特別支援教育コーディネーター連絡会を実施して情報交換や協議等を行うことで、地域の特別支援教育コーディネーターの専門性向上を図ることができるよう市町村教育委員会の取組を支援します。

高等学校においては、県総合教育センターにおける特別支援教育コーディネーター研修だけでなく、課程や学科等を考慮した特別支援教育コーディネーター連絡会や、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターとの連絡会を開催することで、専門性向上を図ができるようにします。

特別支援学校においては、校内での役割のみならず、特別支援教育エキスパートとしてセンター的機能を果たすことができるよう、障害種別（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）の専門性を生かした支援のみならず、発達障害を含む特

別な支援を必要とする児童生徒等に対する就学前支援や通常の学級における支援、通級による指導や特別支援学級における自立活動を含めた教育課程編成、就労支援、強度行動障害支援等に関する専門性向上を図るための実地研修等、研修の工夫を行います。

【目標】

特別支援教育コーディネーター連絡会を実施している市町村教育委員会数

| | 現況値（R4） | R5～R9 |
|-----------|---------|-------|
| 市町村教育委員会数 | 18 | 26 |

※政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を実施していることから、岡山市を除く県内26市町村の数値を目標とします。

【目標】

特別支援学校が実施する研修会等に参加した公立小・中学校等数

| | 現況値（R3） | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 |
|---------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小・中学校等数 | 145 | 200 | 240 | 280 | 320 | 360 |

※R3時点公立小・中学校等数597校（小380校、中154校、高63校）

③特別な支援を必要とする児童生徒等に関する全ての教職員の専門性向上

全ての教職員に、発達障害を含めた様々な障害の特性等に関する理解を促し、指導方法を工夫できる力の向上、個別の教育支援計画等の活用方法などの特別支援教育に関する基礎的な知識及び合理的配慮に対する理解等に関する研修を充実させます。

「障害者の権利に関する条約」（平成18（2006）年）における社会モデルの考え方を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な支援の内容や適切ではない指導について本人の立場になって考え、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等がともに学び合うための指導・支援ができるよう研修を充実させます。

さらに、日々の学校での業務の中でも多くの教職員が効果的に学ぶことができるよう、ICTを活用した研修を充実します。加えて、ICT機器は特別な支援を必要とする児童生徒等の学習上又は生活上の困難さを改善・克服するための効果的な手段であるため、教職員がそうした手段となるアプリを合理的配慮の提供として効果的に活用できるよう情報提供します。

さらに、幼稚園等及び小・中学校等に配置されている特別支援教育支援員に対し、障害特性を踏まえた支援の在り方や担任との連携など、専門性向上について、市町村教育委員会と連携を図りながら研修支援を行います。

i) 通常の学級担任・教科担任等

通常の学級においても特別な支援を必要とする児童生徒等は一定数在籍しており、それぞれの児童生徒等が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、集団の中でお互いを認め合って過ごすことができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実が必要です。

幼稚園教育要領や学習指導要領においては、各領域や各教科の指導において考えられる合理的配慮の具体例が示されています。こうした配慮例を踏まえながら、各教科の指導等において発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等の一人一人の実態に応じた指導・支援を工夫しながら授業づくりや学級づくりが促進できるような幼稚園等及び小・中学校等を対象とした研修の充実を図ります。

また、通級による指導を受ける児童生徒は、通級による指導の時間以外は通常の学級で学習しており、特別支援学級に在籍する児童生徒も交流及び共同学習で通常の学級で授業を受ける機会があります。それらの児童生徒には、通級指導教室や特別支援学級において自立活動の指導を行っていることから、通常の学級担任が、通級指導担当者や特別支援学級担任と連携を図り、個々の自立活動の内容を把握した上で合理的配慮を提供しながら授業づくり、学級づくりが行えるよう、研修の充実を図ります。

ii) 通級指導担当者・特別支援学級担任

通級指導担当者（高等学校を含む。）や特別支援学級担任には、教育課程に係る専門性を基盤として、実際に指導に当たる上で必要な、特別の教育課程の編成や、個別の教育支援計画等の作成、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動の指導力、保護者支援の方法、関係機関との連携の方法に関する専門性の向上が求められることから、市町村教育委員会と連携の下、県総合教育センターにおける研修の充実を図ります。

また、自立活動や各教科等を合わせた指導について、特別支援学校における実際の授業に副指導者として参加し、体験を伴いながら指導・支援等の要点を学ぶことができるよう、体験型研修会の実施などの工夫を行います。

iii) 特別支援学校の教職員

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱のある多様な実態の児童生徒等の指導を行うため、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分に把握して、各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得に向けた研修の充実を図ります。

また、特別支援学校に入学可能な障害区分として、発達障害はその対象となっていましたが、他の障害とともに発達障害を併せ有する児童生徒等が多く在籍しています。

す。そのため、特別支援学校においても発達障害の特性に対応した適切な指導・支援ができるよう、研修の充実を図ります。

専門的指導力向上の要となる各学校の指導教諭については、指導教諭連絡協議会で各校における取組状況を共有したり、指導教諭が中心となって授業研究を実施する機会を設けたりすることで、専門性向上を図ります。

(3) 計画的な研修機関等への派遣及び人事交流による人材育成

【現状と課題】

本県では、独立行政法人特別支援教育総合研究所や大学、事業所等に教員を派遣し、様々な障害種に対応した資質・能力の育成に努めてきました。特に、発達障害に対応した研修への派遣については、近年派遣人数を増やして専門性向上に努めてきました。派遣した教員は専門性を向上させ、学校でその成果を發揮するだけでなく、その教員を中心に校内の他の教職員の専門性を向上させる計画的な人材育成を行う必要があります。

また、小・中学校等においては、現在特別支援学校への人事交流を行い、特別支援教育の充実を担う教員の育成を図っており、今後も計画的な人材育成を継続する必要があります。

特別支援学校においては、各障害種に応じた人材育成のための派遣のみならず、センター的機能を一層図るために、小・中学校等の教育について研修する機会の充実が求められています。

【今後に向けた取組】

①計画的学校種間人事交流

小・中学校等と特別支援学校間においては、これまでも人事交流を実施していますが、より多くの教職員の専門性向上を図るため、計画的な人事交流の継続に努めます。人事交流を行う教職員についても、その目的を伝えることにより、派遣される教職員が特別支援教育の推進について意識しながら、配置先の学校において専門性を向上できるようにします。

②関係機関への研修

小・中学校等においては、独立行政法人特別支援教育総合研究所や大学への派遣を継続して実施するとともに、岡山大学教育学部附属特別支援学校における実地研修を行います。また、市町村教育委員会との連携の下、特別支援学級や通級による指導を行う小・中学校等においてOJTによる実地研修を充実させることで専門性向上を図ります。

また、特別支援学校においては、各障害種に応じた専門性向上とセンター的機能の強化を図るために、独立行政法人特別支援教育総合研究所や産業現場等における研修を充実するとともに、岡山大学教育学部附属特別支援学校と連携を強化し、短期間での実地研修を行います。

III 特別支援学校の体制整備

本県の年少人口（15歳未満の人口。以下同じ。）は、平成17（2005）年（県全体の人口がピークの約196万人）に275,743人でしたが、国立社会保障・人口問題研究所の平成30（2018）年推計によると、令和2（2020）年は236,635人、令和22（2040）年は195,127人、令和27（2045）年には187,670人とされており、40年の間に3割程度減少するとされています。こうした急激な年少人口の減少は、教育環境にも影響を与えることが予想され、小・中学校では、学校の小規模化が更に進むとともに、高等学校では、生徒数の減少に伴う再編整備の実施も想定されます。

特別支援学校においては、急激な年少人口の減少とともに、インクルーシブ教育の理念に基づき、障害があっても地域の小・中学校等に在籍を希望する児童生徒等が増加することが見込まれるため、学校や障害部門によっては、長期的な推計では、在籍する児童生徒数が減少することが想定されます。一方で、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、医療技術等の進歩により、学校や障害部門によっては、短期的には在籍児童生徒数が増加することも想定されます。また、地域の福祉サービスの充実度の違い等による課題や、核家族化、ひとり親家庭の増加等、家族形態の変容や地域とのつながりの希薄化等による課題が生じるなど、特別支援学校の児童生徒等を取り巻く状況も変化してきています。こうしたことから、特別支援学校の再編整備、通学区域の見直し、寄宿舎の在り方、施設・設備等の充実の検討を行う必要があります。

1 再編整備の検討

【現状と課題】

出生数の減少とともに、医療技術等の進歩や各自治体における基礎的環境整備と合理的配慮の提供の充実に伴い、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由のある児童生徒等や医療的ケアが必要な児童生徒等の小・中学校等への就学者の増加により、特別支援学校の身体障害に対応する学校に在籍する児童生徒数は今後更なる減少が見込まれます。また、このような背景から、特別支援学校においては、地域の小・中学校等に対してセンター的機能を果たすことがより一層求められています。

【今後に向けた取組】

特別支援学校の身体障害に対応する学校においては、将来的な在籍児童生徒数の減少に伴い、それぞれの学校の実情に応じて、新しい時代に対応した教育体制の充実に向け、再編整備を検討します。

また、様々な障害種に対応した全県域を支援するためのセンター的機能を果たすエリアの整備等についても検討します。

2 通学区域の見直し

(1) 知的障害部門

【現状と課題】

これまでの通学区域の見直し状況は、軽度な知的障害のある生徒が就労による自立と社会参加を目指す県立高等支援学校（岡山瀬戸高等支援学校、倉敷琴浦高等支援学校）の通学区域が全県学区であった一方、同等の教育を行っている職業コースを置く県立特別支援学校（倉敷まきび支援学校、誕生寺支援学校）は、令和元（2019）年度まで近隣の中学校区に限定されたものとなっていたため、令和2（2020）年度から倉敷まきび支援学校高等部職業コースと誕生寺支援学校高等部職業コースを全県学区とし、全ての生徒が等しく受検機会が持てるよう改善しました。

現在、残っている課題として、岡山市に所在する特別支援学校の知的障害部門の通学区域の中には、最寄りの学校ではない学校の通学区域になっている地域や通学区域が細分化されている地域が存在しており、就学先決定時に混乱が生じたり、通学に関して保護者の負担となったりするケースもあります。

【今後に向けた取組】

岡山市内の知的障害部門のある特別支援学校については、最寄りの学校への通学区域の見直しや中学校区で就学先を統一することについて、今後の在籍児童生徒数の推計や交通の状況を勘案しながら検討します。

また、特別な事情がある場合には弾力的に就学先を決定するなど、児童生徒と保護者の負担軽減について検討します。

併せて、他の特別支援学校においても、見直しの必要が生じた際には、ニーズを詳細に把握しながら検討します。

(2) 訪問教育

【現状と課題】

訪問教育を受ける児童生徒は、その多くは肢体不自由があり、障害の状態から通学が難しい重度・重複障害のある児童生徒です。

訪問教育は、居住する地域によって通学区域が分かれており、主として肢体不自由部門のある特別支援学校で実施していますが、現在、知的障害部門のある特別支援学校の中にも、訪問教育を実施している学校があります。

しかし、それらの学校の訪問教育を受けている児童生徒の障害の状態が改善し、通学を検討する場合には、その障害の状態から訪問教育を受けていた知的障害部門のある学校ではなく、肢体不自由部門のある特別支援学校への転学が適切となることが多いため、教育の連続性を考え、できるだけ入学時から肢体不自由部門のある学校において訪問教育が行えるよう検討する必要があります。

【今後に向けた取組】

現在、知的障害部門のある特別支援学校で実施している訪問教育については、肢体不自由の教育の連続性を担保する観点から、肢体不自由部門のある特別支援学校の通学区域に合わせることを検討します。

ただし、肢体不自由部門のある学校で全県下の訪問教育を実施しようとした場合、1校当たりの訪問教育を受ける児童生徒の居住地域が広域になりすぎることも考えられるため、地域によっては知的障害部門のある特別支援学校における訪問教育の継続的な実施を検討します。

(3) 通学が困難な地域等

【現状と課題】

特別支援学校の通学区域は、全県学区の学校を除き居住する地域によって定められていますが、小・中学校に比べて各校の通学区域は広域にわたり、小・中学部の児童生徒は、スクールバスを利用するまでの行程で、保護者の送迎を伴わざるを得ない場合があります。その際の保護者の生活エリアが必ずしも当該の特別支援学校の通学区域と一致していないなど、通学の負担となる場合があります。

【今後に向けた取組】

保護者の負担を少しでも軽減し、児童生徒が安定して通学できるよう、今後の在籍児童生徒数の推計や交通の状況を勘案しながら、家庭の事情等を踏まえた弾力的な就学先の決定について検討するとともに、保護者の生活エリアの福祉サービスの充実等を県の保健福祉部局を通じて市町村の保健福祉部局へ働きかけます。

3 寄宿舎の在り方の検討

【現状と課題】

特別支援学校における寄宿舎は、自立と社会参加に向けた教育の一環として大きな意義を持っていますが、平成 20(2008)年に約 190 人であった寄宿舎を利用する児童生徒は、令和 4(2022)年には約 130 人と 3 割程度減少しており、その背景には、児童生徒数の減少の他、保護者の意向や地域の福祉サービスの充実が影響していると考えられます。特に、福祉サービスについては、ここ数年で事業所が増え、サービスを受けやすい環境が整ってきています。一方で、本来は寄宿舎利用を希望していても、家庭の事情や居住する地域の福祉サービスの状況などにより、週末及び祝日の帰宅が難しいなどの理由で、寄宿舎のある学校への入学を断念せざるを得ない場合もあります。

【今後に向けた取組】

寄宿舎を利用することは、学校と寄宿舎間での一貫した指導・支援ができることから、児童生徒の基本的生活習慣の形成や社会性等の効果的な向上につながります。こうした情報を、特別支援学校就学時の進路指導、教育相談において、具体的な事例を基に保護者に対して周知します。

特に、知的障害部門のある健康の森学園支援学校には、重度の知的障害や二次的な行動障害があり、基本的生活習慣の形成や対人関係など、自立した生活を送る上で必要となる能力の育成が喫緊の課題である状態の児童生徒も全県から入舎していることから、保護者の負担を軽減できる方策について検討します。

4 施設・設備等の充実

【現状と課題】

これまで、児童生徒数の急増を背景として、プレハブ校舎を設置したほか、平成 25(2013) 年度に誕生寺支援学校弓削校地を、平成 26(2014) 年度に倉敷まきび支援学校を設置するなど、特別支援学校の教育環境の整備を図っているところです。

長期的には、特別支援学校の在籍児童生徒数は減少が見込まれますが、教室が狭い又は不足している状況などは依然として解消すべき課題となっています。また、学校によっては、建物等の老朽化が著しい状況があります。

令和 3(2021) 年 9 月に特別支援学校設置基準が公布され、同基準とともに従来の特別支援学校施設整備指針を踏まえた施設設備の整備が必要です。

さらに、近年、本県においても豪雨等の災害が発生しており、自然災害発生時の危険性などが見込まれる学校があります。過去の災害時には、避難所に避難した障害のある児童生徒等への合理的配慮等を避難所の運営者が十分に把握できていないとい

う課題も見られたことから、服薬の状況や対応等、個別の支援や合理的配慮が適切に提供されるよう市町村と協力することが必要です。さらに、市町村の保健福祉部局が特別支援学校を福祉避難所として活用することについて検討する際は、県教育委員会及び学校が協力していく必要があります。

【今後に向けた取組】

国が策定した特別支援学校設置基準や従来の特別支援学校施設整備指針に基づく教室不足、建物の老朽化等への対応については、今後の児童生徒数の状況等、各学校の実態等を踏まえつつ、学校施設の長寿命化計画や個別施設計画といった県立学校全体の整備計画に沿って、整備を図ります。

特に、教室不足については、西備支援学校の校舎の増築などに取り組んでいるところであり、各地域・学校の実情に応じて、改修等様々な方策を検討しながら、第4次プラン期間中の早期解消に努めます。

防災体制については、服薬の状況や対応等、個別の支援や合理的配慮が適切に提供されるよう市町村に協力します。また、市町村からの福祉避難所としての特別支援学校の活用に協力するとともに、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するため、施設設備や備蓄品の整備を行います。

【参考資料】

ページ

| | |
|--|-----|
| ① 特別支援学校等の児童生徒数の推移 | …52 |
| ② 特別支援学校等在籍児童生徒の全児童生徒数に占める割合の推移 | …52 |
| ③ 通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒数等の状況(公立) | …53 |
| ④ 自閉症・情緒障害特別支援学級在籍率の推移(全国との比較) | …53 |
| ⑤ 特別支援学校における居住地校交流を行っている児童生徒の割合 | …53 |
| ⑥ 通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒等の個別の教育支援計画等の作成率 | …54 |
| ⑦ 特別支援学校高等部卒業者の就職状況等 | …54 |
| ⑧ 県立特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒数の推移 | …54 |
| ⑨ 特別支援学校教員・特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有状況 | …55 |
| ⑩ 特別支援学校障害部門別在籍者数の推移(推計) | …56 |
| ⑪ 知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移(推計) | …56 |
| ⑫ 特別支援学校寄宿舎生の推移 | …57 |
| ⑬ 特別支援学校の配置図 | …58 |

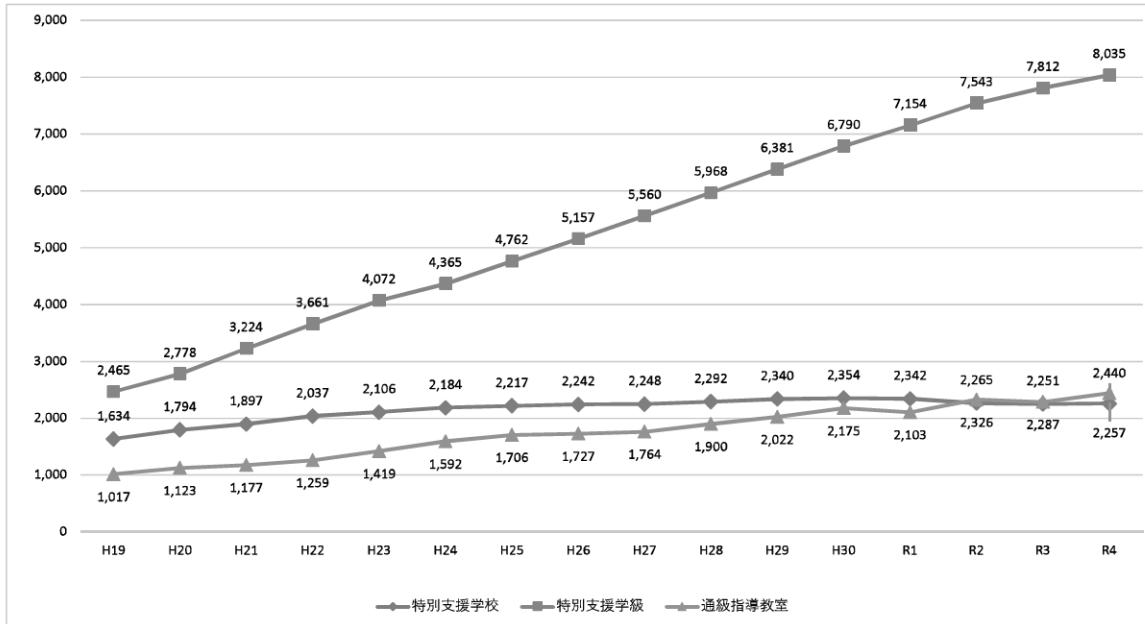
※①②③④⑥⑨については、政令指定都市である岡山市は、義務教育の実施に様々な権限を有し、それに基づいて岡山市の実態を踏まえた独自の教育施策を推進していますが、特別支援教育においては連続性のある多様な学びの場を整える必要があることから、県全体の状況を表す数値としています。

① 特別支援学校等の児童生徒数の推移

(各年度 5月 1日時点)

(単位：人)

| 区分 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特別支援学校 | 1,634 | 1,794 | 1,897 | 2,037 | 2,106 | 2,184 | 2,217 | 2,242 | 2,248 | 2,292 | 2,340 | 2,354 | 2,342 | 2,265 | 2,251 | 2,257 |
| 特別支援学級 | 2,465 | 2,778 | 3,224 | 3,661 | 4,072 | 4,365 | 4,762 | 5,157 | 5,560 | 5,968 | 6,381 | 6,790 | 7,154 | 7,543 | 7,812 | 8,035 |
| 通級指導教室 | 1,017 | 1,123 | 1,177 | 1,259 | 1,419 | 1,592 | 1,706 | 1,727 | 1,764 | 1,900 | 2,022 | 2,175 | 2,103 | 2,326 | 2,287 | 2,440 |
| 合計 | 5,116 | 5,695 | 6,298 | 6,957 | 7,597 | 8,141 | 8,685 | 9,126 | 9,572 | 10,160 | 10,743 | 11,319 | 11,599 | 12,134 | 12,350 | 12,732 |



② 特別支援学校等在籍児童生徒の全児童生徒数に占める割合の推移 <義務教育>

(各年度 5月 1日時点)

(単位：人)

| 区分 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | |
|-----------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 小・中学校全児童生徒数 | 170,904 | 170,786 | 170,332 | 168,471 | 166,938 | 164,747 | 163,330 | 161,381 | 159,840 | 157,717 | 155,879 | 154,036 | 152,515 | 151,282 | 150,532 | 148,827 | |
| 特別支援教育対象児童生徒数 | 4,432 | 4,914 | 5,454 | 6,019 | 6,609 | 7,072 | 7,586 | 7,990 | 8,418 | 8,982 | 9,539 | 10,104 | 10,394 | 10,998 | 11,247 | 11,666 | |
| 全児童生徒数に占める割合 | 2.59% | 2.88% | 3.20% | 3.57% | 3.96% | 4.29% | 4.64% | 4.95% | 5.27% | 5.70% | 6.12% | 6.56% | 6.82% | 7.27% | 7.47% | 7.84% | |
| 特別支援教育対象児童生徒の内訳 | 特別支援学校 在籍者数 | 950 | 1,013 | 1,053 | 1,099 | 1,118 | 1,115 | 1,118 | 1,106 | 1,094 | 1,114 | 1,136 | 1,160 | 1,163 | 1,164 | 1,183 | 1,216 |
| | 全体に占める割合 | 0.56% | 0.59% | 0.62% | 0.65% | 0.67% | 0.68% | 0.68% | 0.69% | 0.68% | 0.71% | 0.73% | 0.75% | 0.76% | 0.77% | 0.79% | 0.82% |
| | 特別支援学級 在籍者数 | 2,465 | 2,778 | 3,224 | 3,661 | 4,072 | 4,365 | 4,762 | 5,157 | 5,560 | 5,968 | 6,381 | 6,790 | 7,154 | 7,543 | 7,812 | 8,035 |
| | 全体に占める割合 | 1.44% | 1.63% | 1.89% | 2.17% | 2.44% | 2.65% | 2.92% | 3.20% | 3.48% | 3.78% | 4.09% | 4.41% | 4.69% | 4.99% | 5.19% | 5.40% |
| | 通級指導教室 在籍者数 | 1,017 | 1,123 | 1,177 | 1,259 | 1,419 | 1,592 | 1,706 | 1,727 | 1,764 | 1,900 | 2,022 | 2,154 | 2,077 | 2,291 | 2,252 | 2,415 |
| | 全体に占める割合 | 0.60% | 0.66% | 0.69% | 0.75% | 0.85% | 0.97% | 1.04% | 1.07% | 1.10% | 1.20% | 1.30% | 1.40% | 1.36% | 1.51% | 1.50% | 1.62% |

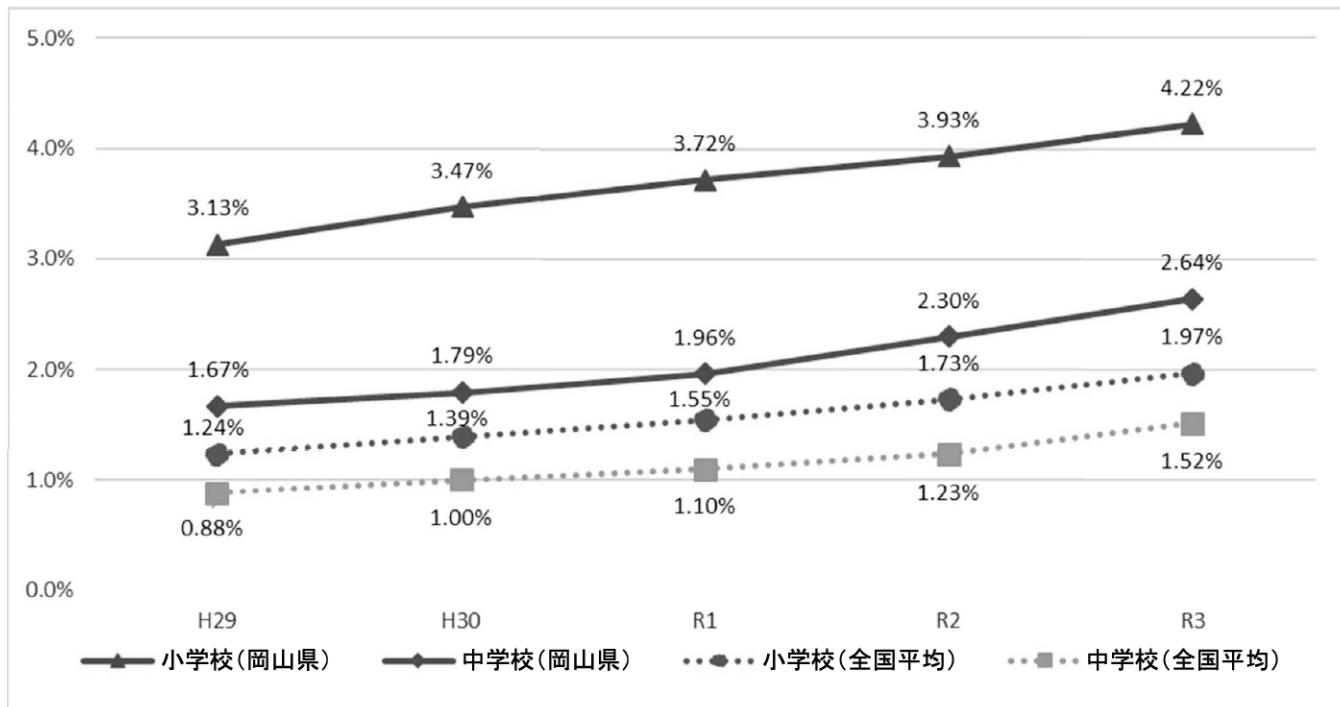
③ 通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒数等の状況（公立）

| 区分 | 平成 20 年度 | | 平成 24 年度 | | 平成 28 年度 | | 令和 3 年度 | |
|------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|---------|-------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 幼稚園 | 640 | 8.8% | 951 | 14.8% | 1,032 | 17.5% | 879 | 20.6% |
| 小学校 | 6,655 | 6.1% | 9,636 | 9.5% | 11,925 | 12.4% | 10,903 | 11.9% |
| 中学校 | 2,027 | 3.8% | 3,518 | 6.7% | 4,094 | 8.2% | 3,610 | 8.0% |
| 高等学校 | 743 | 1.9% | 1,243 | 3.2% | 1,608 | 4.3% | 1,652 | 4.8% |
| 全日制 | 447 | 1.2% | 764 | 2.1% | 1,122 | 3.1% | 1,201 | 3.6% |
| 定時制 | 296 | 13.8% | 479 | 24.0% | 486 | 33.9% | 451 | 38.8% |

※ 幼稚園については、5歳児のみを対象としている。

※ この調査は、特別な支援を必要とする児童生徒等の状況を把握することにより、今後の幼稚園から高等学校までの一貫した指導・支援の充実を図るため、通常の学級に在籍する全ての児童生徒等を対象に特別な支援が必要であると学校が把握したものである。

④ 自閉症・情緒障害特別支援学級在籍率の推移（全国との比較）



⑤ 特別支援学校における居住地校交流を行っている児童生徒の割合

| 区分 | H29 | | H30 | | R1 | | R2 | | R3 | |
|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| | 人数 | 割合 |
| 小学部 | 153 | 27.6% | 210 | 35.0% | 224 | 36.8% | 166 | 25.9% | 252 | 38.8% |
| 中学部 | 42 | 10.4% | 42 | 11.3% | 34 | 9.5% | 23 | 6.8% | 29 | 8.3% |
| 計 | 195 | 20.4% | 252 | 26.0% | 258 | 26.7% | 189 | 19.2% | 281 | 28.1% |

⑥ 通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒等の個別の教育支援計画等の作成率

(単位: %)

| 公立幼稚園 | | | | 公立小学校 | | | | 公立中学校 | | | | 公立高等学校 | | | |
|-------|------|------|-----|-------|------|------|-----|-------|------|------|-----|--------|-----|-----|-----|
| H30 | R1 | R2 | R3 | H30 | R1 | R2 | R3 | H30 | R1 | R2 | R3 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 99.6 | 99.2 | 98.1 | 100 | 99.9 | 99.4 | 99.8 | 100 | 100 | 99.5 | 99.7 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

⑦ 特別支援学校高等部卒業者の就職状況等

| 年度 | 卒業者数(a) | 就職希望者数(b) | 就職者数(c) | | 就職希望者の就職率(c/b) | 就職率(c/a) | | 進学 | 訓練機関 | 福祉施設等 | その他 | 全国就職率 |
|-----|---------|-----------|---------|----|----------------|----------|-------|----|------|-------|-----|-------|
| | | | 一般 | A型 | | 一般 | A型 | | | | | |
| H30 | 380 | 177 | 174 | | 98.3% | 45.8% | | 0 | 0 | 195 | 11 | 32.3% |
| | | | 131 | 43 | | 34.5% | 11.3% | | | | | |
| R1 | 394 | 175 | 170 | | 97.1% | 43.1% | | 5 | 2 | 209 | 8 | 23.4% |
| | | | 122 | 48 | | 31.0% | 12.2% | | | | | |
| R2 | 373 | 147 | 144 | | 98.0% | 38.6% | | 2 | 1 | 218 | 8 | 21.0% |
| | | | 108 | 36 | | 28.9% | 9.7% | | | | | |
| R3 | 355 | 136 | 134 | | 98.5% | 37.7% | | 0 | 2 | 209 | 10 | 20.5% |
| | | | 97 | 37 | | 27.3% | 10.4% | | | | | |

⑧ 県立特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒数の推移

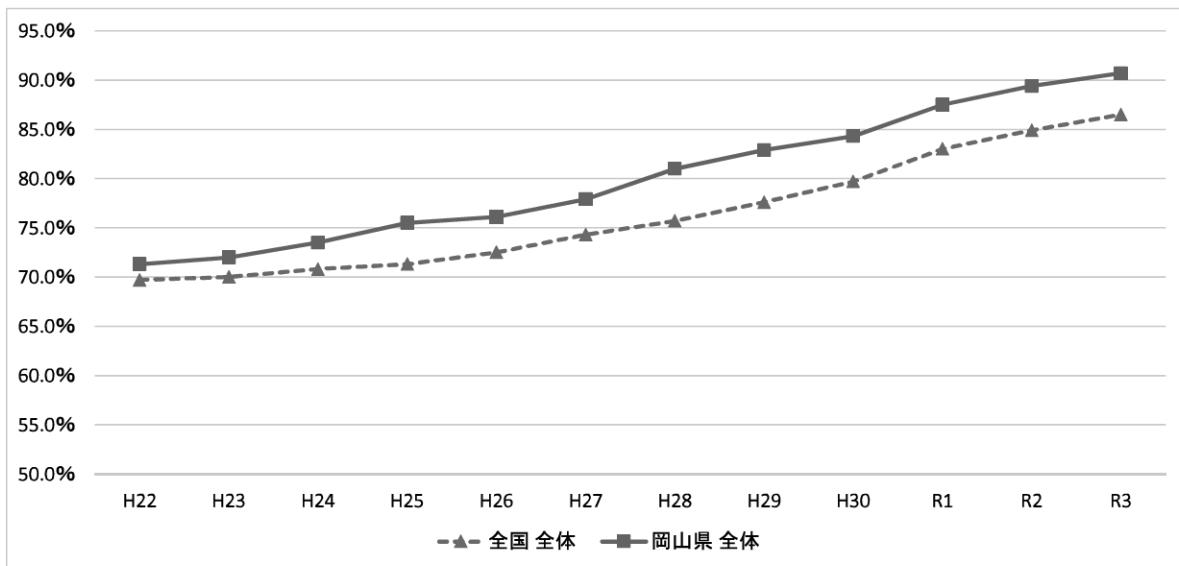
(単位: 人)

| 年度(5月時点) | H 2 3 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 | R 1 | R 2 | R 3 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 対象人数 | 80 | 87 | 89 | 76 | 92 | 95 | 108 | 108 | 123 | 113 | 117 |

⑨ 特別支援学校教員・特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有状況

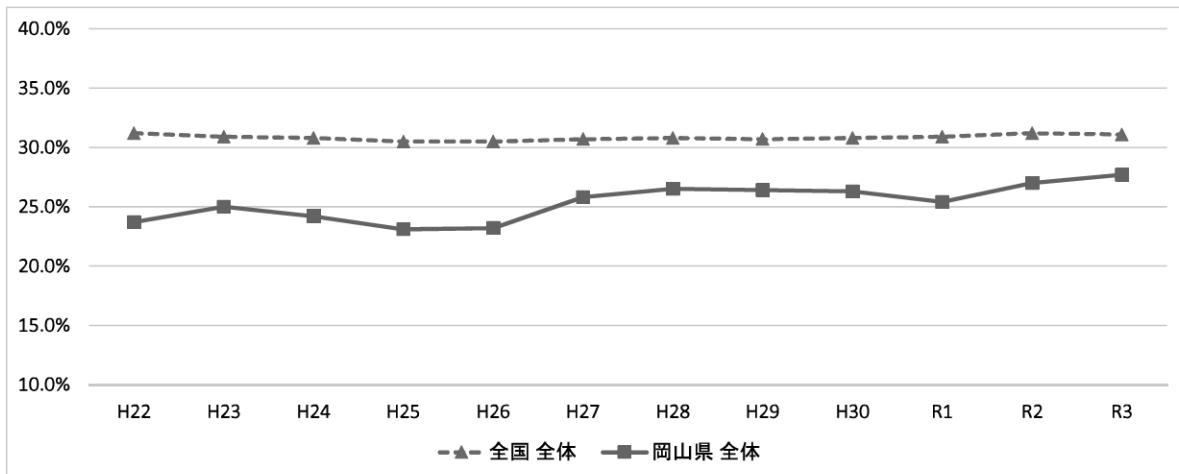
【特別支援学校教員】

| 区分 | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|------|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全国 | 全体 | 69.7% | 70.0% | 70.8% | 71.3% | 72.5% | 74.3% | 75.7% | 77.6% | 79.7% | 83.0% | 84.9% | 86.5% |
| 岡山県 | 全体 | 71.3% | 72.0% | 73.5% | 75.5% | 76.1% | 77.9% | 81.0% | 82.9% | 84.3% | 87.5% | 89.4% | 90.7% |
| 障害種別 | 視覚障害 | 65.3% | 58.3% | 71.7% | 68.9% | 66.7% | 59.1% | 60.5% | 64.3% | 59.5% | 69.0% | 68.3% | 71.8% |
| | 聴覚障害 | 52.2% | 52.1% | 54.7% | 59.6% | 59.2% | 59.2% | 59.6% | 59.6% | 62.8% | 62.8% | 57.5% | 60.0% |
| | 知的障害 肢体不自由 病弱 | 72.9% | 74.1% | 74.8% | 76.8% | 77.5% | 79.9% | 83.0% | 84.9% | 86.4% | 89.4% | 91.7% | 93.0% |



【特別支援学級担任】

| 区分 | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|-----|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全国 | 全体 | 31.2% | 30.9% | 30.8% | 30.5% | 30.5% | 30.7% | 30.8% | 30.7% | 30.8% | 30.9% | 31.2% | 31.1% |
| 岡山県 | 全体 | 23.7% | 25.0% | 24.2% | 23.1% | 23.2% | 25.8% | 26.5% | 26.4% | 26.3% | 25.4% | 27.0% | 27.7% |

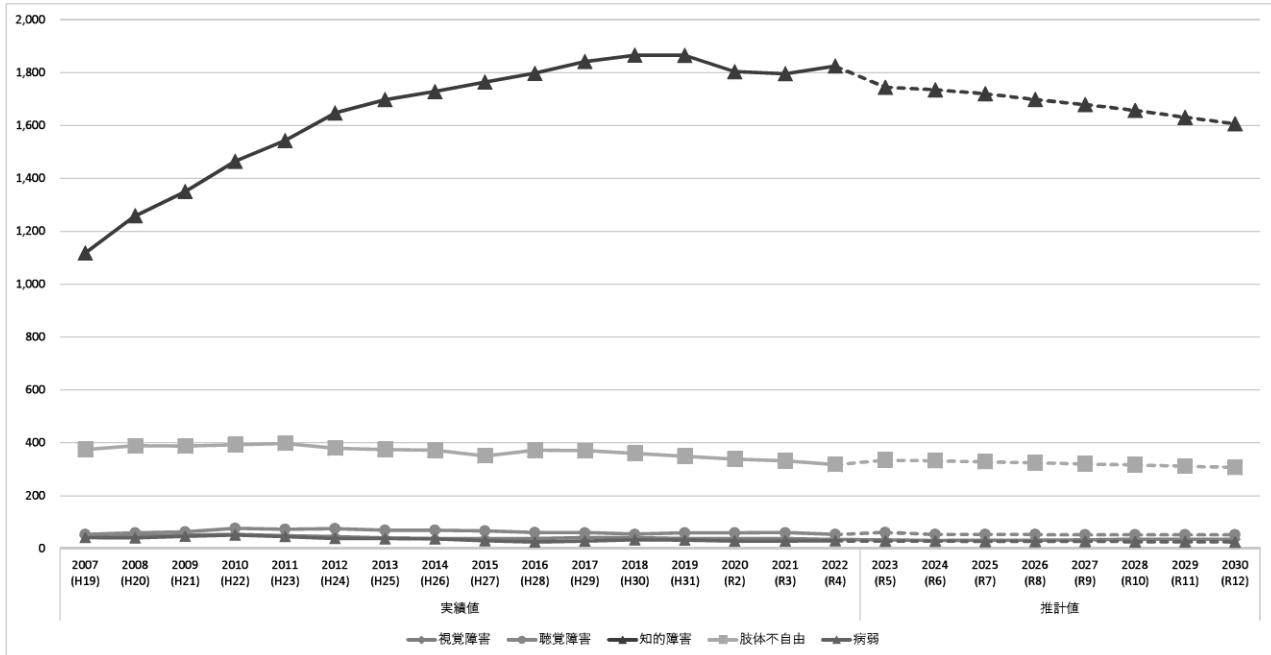


⑩ 特別支援学校障害部門別在籍者数の推移（推計）

(各年度 5月 1日現在)

(単位：人)

| 区分 | 実績値 | | | | | | | | | | | | | | | 推計値 | | | | | | | | | |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| | 2007 (H19) | 2008 (H20) | 2009 (H21) | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | |
| 視覚障害 | 48 | 49 | 51 | 54 | 48 | 45 | 40 | 38 | 38 | 38 | 41 | 41 | 37 | 37 | 37 | 34 | 33 | 30 | 31 | 32 | 33 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| 聴覚障害 | 53 | 59 | 63 | 76 | 73 | 75 | 69 | 69 | 67 | 61 | 60 | 54 | 59 | 59 | 60 | 53 | 61 | 53 | 53 | 53 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 |
| 知的障害 | 1,118 | 1,258 | 1,350 | 1,464 | 1,543 | 1,647 | 1,697 | 1,728 | 1,764 | 1,797 | 1,841 | 1,866 | 1,865 | 1,803 | 1,795 | 1,824 | 1,745 | 1,735 | 1,720 | 1,698 | 1,679 | 1,657 | 1,631 | 1,606 | 1,606 |
| 肢体不自由 | 374 | 388 | 387 | 392 | 397 | 379 | 374 | 371 | 350 | 371 | 370 | 360 | 349 | 338 | 331 | 317 | 334 | 332 | 328 | 324 | 320 | 316 | 311 | 307 | 307 |
| 病弱 | 41 | 40 | 46 | 51 | 45 | 38 | 37 | 36 | 29 | 25 | 28 | 33 | 32 | 28 | 28 | 29 | 28 | 28 | 27 | 27 | 27 | 26 | 26 | 25 | 25 |
| 合計 | 1,634 | 1,794 | 1,897 | 2,037 | 2,106 | 2,184 | 2,217 | 2,242 | 2,248 | 2,292 | 2,340 | 2,354 | 2,342 | 2,265 | 2,251 | 2,257 | 2,201 | 2,178 | 2,159 | 2,134 | 2,111 | 2,086 | 2,055 | 2,025 | 2,025 |

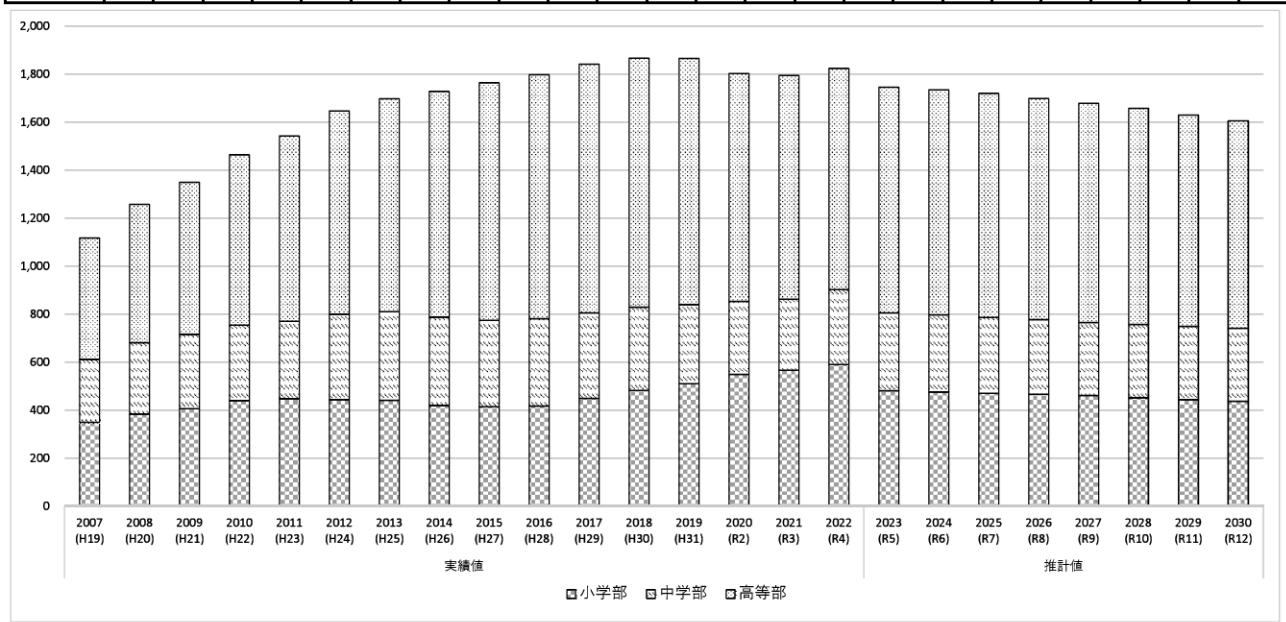


⑪ 知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移（推計）

(各年度 5月 1日現在)

(単位：人)

| 区分 | 実績値 | | | | | | | | | | | | | | | 推計値 | | | | | | | | | | |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|-------|-----|
| | 2007 (H19) | 2008 (H20) | 2009 (H21) | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (H31) | 2020 (R2) | 2021 (R3) | 2022 (R4) | 2023 (R5) | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | | |
| 小学部 | 350 | 384 | 407 | 440 | 448 | 444 | 442 | 420 | 415 | 417 | 449 | 483 | 511 | 549 | 567 | 591 | 481 | 476 | 471 | 467 | 462 | 452 | 444 | 437 | 437 | |
| 中学部 | 262 | 297 | 309 | 315 | 323 | 356 | 369 | 368 | 360 | 364 | 356 | 347 | 329 | 304 | 296 | 312 | 325 | 322 | 316 | 310 | 304 | 305 | 305 | 305 | 305 | 305 |
| 高等部 | 506 | 577 | 634 | 709 | 772 | 847 | 886 | 940 | 989 | 1,016 | 1,036 | 1,036 | 1,025 | 950 | 932 | 921 | 939 | 937 | 933 | 922 | 913 | 900 | 881 | 864 | 864 | 864 |
| 合計 | 1,118 | 1,258 | 1,350 | 1,464 | 1,543 | 1,647 | 1,697 | 1,728 | 1,764 | 1,797 | 1,841 | 1,866 | 1,865 | 1,803 | 1,795 | 1,824 | 1,745 | 1,735 | 1,720 | 1,698 | 1,679 | 1,657 | 1,631 | 1,606 | 1,606 | |

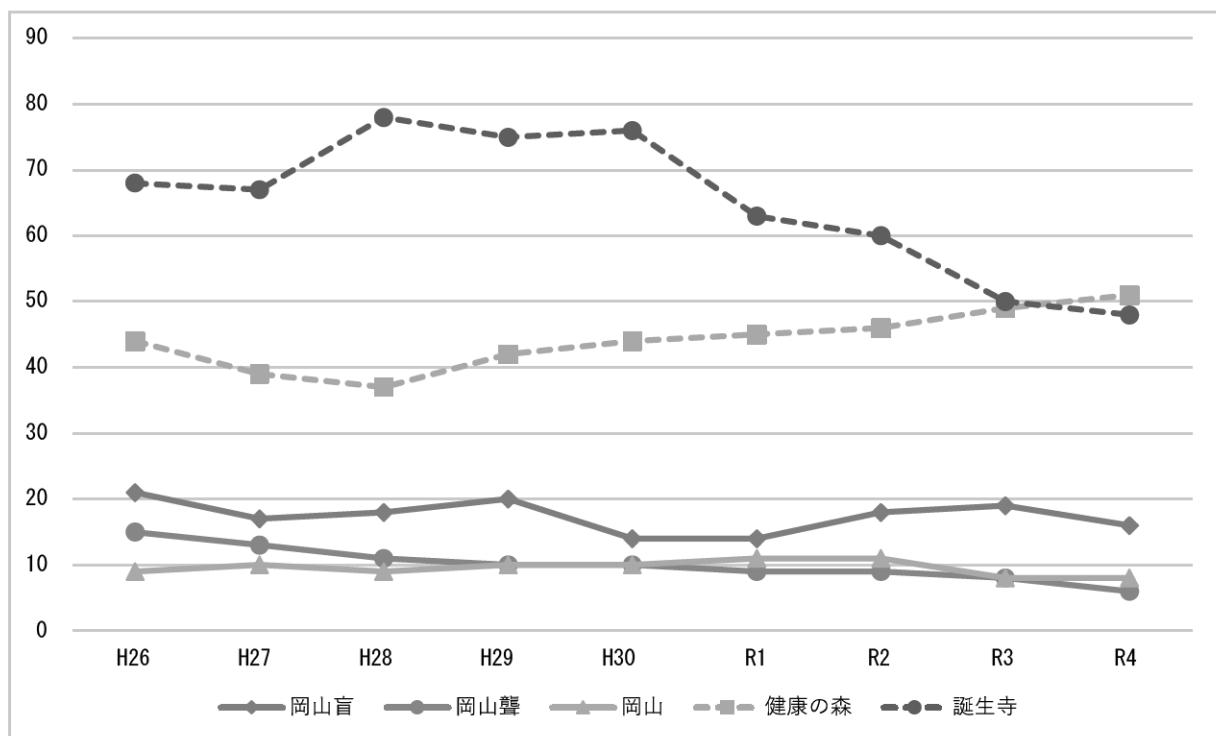


⑫ 特別支援学校寄宿舎生の推移

(各年度 5月 1日現在)

(単位：人)

| 学校名 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 岡山盲 | 21 | 17 | 18 | 20 | 14 | 14 | 18 | 19 | 16 |
| 岡山聾 | 15 | 13 | 11 | 10 | 10 | 9 | 9 | 8 | 6 |
| 岡山 | 9 | 10 | 9 | 10 | 10 | 11 | 11 | 8 | 8 |
| 健康の森 | 44 | 39 | 37 | 42 | 44 | 45 | 46 | 49 | 51 |
| 誕生寺 | 68 | 67 | 78 | 75 | 76 | 63 | 60 | 50 | 48 |
| 合計 | 157 | 146 | 153 | 157 | 154 | 142 | 144 | 134 | 129 |



⑬ 特別支援学校の配置図（令和4（2022）年5月1日現在）



【用語集】

あ行

| | |
|--------------------------------|---|
| ICT(機器) | Information and Communication Technology(情報通信技術)の略称で、情報処理や通信に関する技術・産業・設備・サービスなどの総称のこと。また、関連する機器のこと。 |
| アセスメント | 子ども一人一人のニーズに応じた教育を行うため、その子の障害の状態、発達段階、特性を心理・教育・福祉・医療などの観点から客観的に評価する活動、またその内容のこと。 |
| アセスメントシート | 岡山県総合教育センターが独自に開発した、学級集団の学習に関わる様々な能力(読む、書く、見る、聞く等)の全体的な特徴を把握し、それに応じた指導・支援を導き出す一助にすることができるシートのこと。学習につまずくおそれのある児童生徒を予見し、予防的に関わることができる。 |
| 移行支援会議 | 障害のある生徒が学校から移行先(企業等の進路先)へスマーズに移行できるよう、本人や保護者、学校、事業所、関係機関(行政・福祉関係者)等が集まり、個別の支援内容等について引継ぎを行う会議のこと。 |
| eラーニング | コンピュータを利用した教育や学習のこと。 |
| 医療的ケア | 人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為であり、学校園において、医師の指示の下、医療的ケア看護職員や喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62(1987)年法律第30号)第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のこと。 |
| 医療的ケア運営協議会 | 特別支援学校における医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の教育や医療的ケアの実施に係る校内体制の在り方に関するなどとを協議し、改善していくため、県内の医療的ケアの実施体制の整備等に関して学識経験者、医療関係者、保健・福祉関係者や特別支援学校関係者等で組織された協議会のこと。正式名称は、「特別支援学校における医療的ケアの実施体制の整備に関する運営協議会」。 |
| 医療的ケア看護職員 | 学校において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である幼児児童生徒の療養上の世話又は診療の補助に従事する職員のこと。学校教育法施行規則において、新たにその名称及び職務内容が規定された。 |
| 医療的ケア児 | 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である子どもであり、18歳未満の者に加え、18歳以上の者であって、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍する者も含まれる。 |
| 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 | 令和3(2021)年6月18日公布、同年9月18日施行。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加とともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の充実に係る施策その他必要な施設並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として制定された法律のこと。 |
| 医療的ケア児支援センター | 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行ったり、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う機関のこと。「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」においては、都道府県知事が、社会福祉法人等を指定又は自ら行うことができると規定されている。 |
| インクルーシブ教育システム | 人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。 |
| 院内学級 | 学校教育法第81条の3の規定「前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。」に基づいて病院内に設置される病弱・身体虚弱の特別支援学級のこと。 |
| 岡山県特別支援学校における知的障害のある児童生徒の指導内容表 | 令和2(2020)年3月に岡山県特別支援学校校長会及び岡山県教育庁特別支援教育課が、新学習指導要領に示された各教科の目標及び内容について整理し、まとめたもの。 |
| 音声教材 | 発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や图形等を認識することが困難な児童生徒に向けたパソコンやタブレット等の端末を活用して学習する教材のこと。 |

か行

| | |
|----------------------------|--|
| 学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール) | 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るために有効な仕組みのこと。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一緒にして特色ある学校づくりを進めていくことができる。 |
| 観点別評価 | 学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に取り組む態度」の観点ごとに評価すること。 |
| GIGAスクール構想 | 児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させることを目的として、文部科学省が提唱した構想のこと。(GIGA = Global and Innovation Gateway for All) |
| キャリア教育 | 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力と態度を育てる通して、キャリア発達(社会の中で自分の役割を果しながら、自分らしい生き方を実現していく過程)を促す教育のこと。 |

| | |
|-----------------------|---|
| キャリア教育フェア | 岡山県教育委員会が実施する事業のこと。特別支援学校児童生徒が、実際に公の場で就労に対する意欲・技能・態度を発表する体験を通して、自信を高めると同時に、障害のある児童生徒への県民の理解、さらには就労促進につなげることを目的として行っている。併せて、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒による作品の展示を行い、創作活動を通して児童生徒の情操を養っている。(平成29(2017)年度～) |
| 教育課程 | 学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校的教育計画のこと。 |
| 教育支援 | 障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握・整理し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくために行う取組のこと。就学支援中心の「点」としての取組だけではなく、早期からの教育相談、学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な教育支援に至る一連の「線」としての取組へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての取組を目指すべきものである。 |
| 教育支援委員会 | 障害を有する児童生徒等の障害の種類及び程度を判定し、適切な就学又は転学及びその後の一貫した支援に関する指導を行うために各自治体ごとに設置される委員会のこと。 |
| 教育支援センター | 不登校児童生徒の集団生活への対応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導を行うところ。 |
| 教育支援等連絡協議会 | 特別支援学校の就学等に従事している者に対し、就学に関する説明や情報交換等を行うことによりその資質の向上を図り、障害のある児童生徒の適切な就学を推進するために実施される協議会のこと。 |
| 教育的ニーズ | 子ども一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるもの。 |
| 共通支援シート | 個別の教育支援計画を作成していない児童の情報を引き継ぐためのツールのこと。 |
| 協働的な学び | 探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成できる学びのこと。 |
| 強度行動障害 | 精神科的な診断(例:知的障害、自閉症スペクトラム症、統合失調症)ではなく、直接的な他害(噛み付き、頭突き等)や、間接的な他害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」のこと。 |
| 居住地校交流 | 交流及び共同学習の一つの形態で、特別支援学校に在籍する児童生徒が、自分の住んでいる地域の小・中学校で、その学校に在籍する児童生徒と共に学習を行う活動のこと。 |
| ケース会議 | 特別な支援を必要とする子どもの事例(ケース)に対し、支援方針とチームとしての役割分担を決定するための「支援会議」のこと。 |
| 言語聴覚士 | 国家資格をもったリハビリテーションの専門職のこと。ことばによるコミュニケーションに関するリハビリを行う。医師や歯科医師の指示のもと、嚥下訓練や人工内耳の調整なども行う。ST(Speech Language Hearing Therapist)とも呼ばれる。 |
| 広域特別支援連携協議会 | 平成15(2003)年文部科学省「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」において示された、都道府県レベルにおいて障害のある子どもの指導・支援にかかる教育、福祉、医療、労働等の関係部局の連携協力を円滑にするためのネットワークのこと。教育委員会、保健福祉部局、衛生部局、労働部局及び大学やNPO等の関係者で構成される。 |
| 校内委員会 | 学校園が、支援を必要とする児童生徒に対して適切な支援ができるように、その手段や方法を組織的・計画的に検討する組織のこと。 |
| 合理的配慮 | 障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で提供する配慮のこと。 |
| 交流及び共同学習 | 障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動のこと。相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方を持つもの。 |
| 交流籍(副次的な籍) | 岡山県立特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、自分の住んでいる地域の小・中学校に置く副次的な籍のことであり、岡山県では「交流籍」と呼ぶ。なお、特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒の学籍は特別支援学校にあり、特別支援学校と小・中学校の両方に在籍するというものではない。 |
| 国立社会保障・人口問題研究所 | 人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成、調査研究などを行う、国の政策研究機関のこと。昭和14(1939)年に厚生省人口問題研究所として設立。平成8(1996)年に特殊法人社会保障研究所と統合。 |
| 個別最適な学び | 一人一人の学びの状況を見極めてその児童生徒に合った指導を行うという指導者の視点と、課題に対して児童生徒が自ら学び方を選び学びをデザインするという学習者の視点を学習者の視点で整理した概念のこと。 |
| 個別取り出し型 | 岡山県における知的障害のある児童生徒への自立活動の指導に関しては、ほとんどの特別支援学校において、時間割上に指導時間を位置付けず、教育活動全体を通して指導に当たっているが、重点を置いて自立活動の内容を指導する必要がある児童生徒もいることから、対象児童生徒を取り出し、個別に指導を行う独自の指導形態のこと。 |
| 個別の教育支援計画 | 障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、適切に対応していくという考え方の下、長期的な視点で乳幼児から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される計画のこと。支援に当たっては、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であることから、教育と関係機関・関係部局とが連携し、計画を策定する必要がある。 |

個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画のこと。

さ行**作業療法士**

国家資格をもったリハビリテーションの専門職のこと。作業療法では、日常生活の動作や作業を通してリハビリを行う。OT(Occupational Therapist)とも呼ばれる。

児童の権利に関する条約

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約のこと。18歳未満の子どもを権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様一人の人間として人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。平成元(1989)年に国連総会でされ、日本は平成6(1994)年に批准した。

社会的不適応

社会的な環境に適さない行動及び反応(自他への攻撃的な行動、物の破壊など)のこと。

社会に開かれた教育課程

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む教育課程のこと。

社会モデル

障害は社会(モノ、環境、人的環境等)と個人の心身機能の障害があいまってつくりだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える考え方のこと。平成18(2006)年に国際連合で採択された「障害者権利条約」において考え方が示されており、平成23(2011)年に改正された「障害者基本法」においても、この考え方が採用されている。

就学前支援コーディネーター

岡山県教育委員会から任命され、就学前巡回相談を行う者のこと。特別支援教育に関して専門的な知識を有するとともに、過去に小学校及び特別支援学校において特別支援教育に関わる指導実績のある者を就学前支援コーディネーターとして派遣する事業。(平成28(2016)年度～令和3(2021)年度)

就学前巡回相談

発達障害等の可能性のある幼児を的確に把握し、地域の保健・福祉・医療等と連携して個に応じた指導及び支援を早期から適切に開始し、特別な支援を必要とする幼児の集団への適応力を高め就学後の学校において落ち着いた学習環境を実現させることを目的とし、幼稚園等に在籍する4歳児を対象に行う事業のこと。(平成28(2016)年度～令和3(2021)年度)

集団へのアプローチ

分かりやすい指示やルールの提示、それらの共通理解と全体での実行など、集団が育っていくために教員が行う集団への働きかけのこと。

就労応援団登録事業

卒業後に就労による社会的自立を目指す特別支援学校の生徒の「働く力」を一層育成し、学校・企業・教育委員会などが一体となって職業教育・就労支援の充実を図るために、企業が障害のある生徒の実習や就労を応援するための登録制度として岡山県教育委員会が実施する事業のこと。(平成25(2013)年度～)

就労支援協議会

県内全域で学校が地域社会や企業から学ぶ学習や作業学習等を推進し、特別支援学校の職業教育の充実を図るとともに、教育、労働、産業界等の連携により、特別支援学校中学部及び高等部・高等支援学校生徒の進路先の開拓を進め、就労による社会自立を図るために、特別支援学校や関係機関、企業等が集まり、障害者就労に係るテーマについて協議を行う会議のこと。(平成24(2012)年度～)

授業のユニバーサルデザイン

特別な支援が必要な子どもを含めて、通常の学級の全ての子どもが、楽しく学び合い「分かる・できる」ことを目指す授業デザインのこと。

障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約のこと。平成18(2006)年12月13日に国連総会において採択され、平成20(2008)年5月3日に発効された。

情緒障害

周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態のこと。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。その内容としては、個人情報の保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避やネットワーク上のルール、マナーなどがある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25(2013)年6月に制定、平成28(2016)年4月1日から施行された法律のこと。

改正発達障害者支援法

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、平成28(2016)年5月に成立した「発達障害者支援法の一部を改正する法律」のこと。

自立活動

個々の児童生徒が自立を目指し、障害に基づく学習上、生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培うことの目標とした特別支援学校の教育課程に特別に設けられた指導領域のこと。特別支援学級や通級による指導でも行われている。

自立支援協議会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17(2005)年法律第123号)第89条の3第1項に規定する協議会のこと。地域における障害のある人への支援体制の整備に関して必要な事項及び障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する施策の計画的な推進について必要な関係機関等の連携強化を要する事項の協議に関する事務を行う。

スクールカウンセラー(SC)

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する専門家(公認心理師等)のこと。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を有し、福祉的なアプローチで課題解決の支援をする専門家のこと。

| | |
|----------------------------------|--|
| 専門家チーム | 岡山県教育委員会から委嘱された、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱)、言語障害、情緒障害、発達障害に関する専門的知識及び経験を有する大学教員、臨床心理士等で構成されている学校支援チームのこと。派遣を依頼した学校等及び特別支援教育エキスパートに対して指導・助言を行う。(平成20(2008)年度~) |
| た行 | |
| 多様な学びの場 | 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場のこと。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も適切に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要だとされている。 |
| 地域型実習 | 特別支援学校では、将来の自立と社会参加に向け、産業現場等における実習(以下、「現場実習」という。)を行っているが、現場実習に加え、地域と連携して実際的な場面、内容等を活かした職業教育を行うこと。 |
| 長期療養児 | 疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が就学事務の参考資料として作成し配布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、年間延べ30日以上の欠席(教員が病院や自宅等を訪問するなどして対面で、あるいは、ICT機器を活用して遠隔で授業を行っているため、欠席にはなっていないものの、在籍する学級に通学できない日数を含む。)という状況を一つの参考としつつ、各学校又は教育委員会が病気療養児に該当すると判断した児童生徒のこと。ただし、訪問教育学級(訪問教育を受けている児童生徒のみで編成されている学級)に在籍する児童生徒は除く。 |
| 通級による指導 | 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業(主として各教科などの指導)を通常の学級で行いながら、週に1単位時間～8単位時間程度、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態のこと。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。平成30(2018)年度から、高等学校においても導入されている。 |
| デジタル教科書 | 学習者用デジタル教科書。ここでは、紙の教科書の内容の全部(電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。)をそのまま記録した電磁的記録である教材のこと。特別支援教育等における活用例としては、視覚障害のある児童生徒による拡大機能や音声読み上げ機能の活用、発達障害のある児童生徒による音声読み上げ機能や文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用などがある。 |
| デジタル指導内容チェック表 | 令和2(2020)年3月に岡山県特別支援学校校長会及び岡山県教育庁特別支援教育課がまとめた「岡山県特別支援学校における知的障害のある児童生徒の指導内容表」を基に作成した、児童生徒一人一人の学びの履歴を確認、共有するためのチェック表のこと。 |
| 特別支援学級 | 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校において、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級のこと。知的障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害を対象障害種としている。 |
| 特別支援学校技能検定 | 就労への意欲と目標を持ってチャレンジする生徒の育成のために、本県の特別支援学校で実施されている技能検定のこと。PC(パソコン)、清掃、接遇サービス、オフィシアシスタントの4種目がある。(平成26(2014)年度~) |
| | 令和4(2022)年度からは、県内の特別支援学校に在籍する知的障害を有する児童に対して、基本行動(着替え、靴の履き替え、朝・帰りの支度など)や模倣、コミュニケーションなどといった種目の検定を実施することで、当該児童が検定及び受検までの取組を通じて、将来の職業生活、家庭生活を見据えたとき必要となる力を身に付けることができるようになるとともに、夢や希望を持って主体的に活動することができるようとしている。 |
| 特別支援学校教諭免許状 | 特別支援教育領域を定めて授与される免許状のこと。特別支援教育領域は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の5領域がある。 |
| 特別支援学校のセンター的機能 | 障害のある児童生徒の教育についての専門的な機関である特別支援学校がその専門性を地域に還元することにより、障害のある児童生徒に対する教育を一層充実する観点から、学校園の要請に基づき、これらの学校園に在籍する障害のある児童生徒の教育について助言または援助を行う学校教育法第74条に規定されている特別支援学校の役割のこと。 |
| 特別支援教育エキスパート (旧専門指導員) | 全ての学校種における特別な支援を必要とする児童生徒への支援体制を整備するために、岡山県教育委員会が実施している事業において任命している特別支援学校教員のこと。(平成20(2008)年度~) |
| 特別支援教育コーディネーター | 学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う者のこと。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターにおいては、学校園への支援を行う役割もある。文部科学省「特別支援教育の推進について(通知)」(平成19(2009)年)においては、「各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること」とされている。 |
| 特別支援教育支援員 | 学校園において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする職員のこと。 |
| 特別な支援 | 児童生徒を教育するに当たり、通常の一般的に行うことができる教育的配慮にとどまらず、一人一人の児童生徒の抱える特別な教育的ニーズを明らかにして、そのニーズに対して教育的に支援すること。 |

| | |
|---|--|
| 特別の教育課程 | 学校教育法施行規則で規定されている特別支援学級や通級による指導における教育課程編成に関する特例のことと、小・中学校等の学習指導要領に示されている内容や授業時数などの基準にかかわらず、特別の教育課程編成が可能であることが示されている。具体的には、特別支援学校学習指導要領による自立活動を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の目標・内容に替えたり、各教科を知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりすることができる。 |
| 独立行政法人 特別支援教育総合研究所 | 日本で唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行い、また特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする法人のこと。 |
| な行 | |
| 二次的な障害 | いくつかの定義があるが、本プランでは、障害特性によるつまずきや失敗がくり返され、学校生活に対する苦手意識や挫折感が高まるなどして、心のバランスを失い、精神的に不安定になり、様々な身体症状や精神症状が出た状態や、他害や引きこもり等の不適応行動が表れた状態のこと。 |
| は行 | |
| 発達障害 | 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害のこと。 |
| ピアサポート | ピア(peer)とは「仲間・対等」という意味を表す言葉で、障害のある人が、自分の体験を活かして他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として地域で交流すること。 |
| 病気療養児支援ハンドブック | 病気療養児の支援者に向けて、岡山県教育委員会が編集・発行しているハンドブックのこと。本県での病気療養児に対する教育保障の現状や実施形態、遠隔授業の実施などについて掲載している。 |
| 福祉避難所 | 災害発生時に高齢者・障害者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人(要配慮者)を受け入れる市町村が指定する避難所のこと。 |
| ブックレット「子供とつながる・子供をつなげる～多様性を認め合う集団づくりを中心に～」 | 岡山県総合教育センターが令和3(2021)年1月に発行した「多様性を認め合える集団づくり」をテーマにした実践を中心として構成された冊子のこと。共生社会の形成に向けて学校教育で大切にすべきことを示した<理論編>とその理論に基づいた指導の実際を紹介した<実践編>で構成されている。 |
| プロに学べ！作業学習プラッシュアップ事業 | 岡山県教育委員会が実施する事業のこと。特別支援学校の生徒が販売力のある製品をつくるため、商品開発から販売戦略の策定、広報、効果検証までの一連のプロセスにおいて、企業から高いレベルで指導・助言を受けるなど、企業との連携を重視した作業学習を行うことで、職業に対するやりがいや目標を持つことを目的として行っている。(令和2(2020)年～) |
| ペアレンツ・トレーニング | 子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指すもの。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できる。発達障害や育てにくさのある子どもの対応等を学ぶこともできる。 |
| 訪問教育 | 重度・重複障害により学校園に通学することが困難な児童生徒に対し、教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して行う教育形態のこと。 |
| ま行 | |
| 学びの地図 | 授業を実施する上では、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」「何が身に付いたか」などという枠組みで検討することが必要であり、新学習指導要領を見直す際に用いられた枠組みの総称のこと。一人一人の教育的ニーズに応じた指導が行われる特別支援学校においては、「これまで何を学んできたか」「今何を学んでいるか」「これから何を学ぼうとしているか」といった学習の履歴及び見通しを指す言葉として使われることがある。 |
| 免許法認定講習 | 一定の教員免許状を有する現職教員が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設されている講習のこと。教員免許状を取得するためには、原則として大学等において学士の学位等の基礎資格を得るとともに、教職課程において所定の単位を修得することが必要だが、教員の資質の保持・向上のため、現職の教員等がすでに所持している免許状を基にして、一定の在職年数と単位取得によって上位や他の種類の免許状などを取得できる。 |
| ら行 | |
| ライフキャリア | 人は他者や社会とのかかわりの中で職業人、家庭人、地域社会の一員等、様々な役割を担いながら生きており、このような自分に期待される複数の役割を統合して自分らしい生き方を展望し、実現していくための視点のこと。 |
| 理学療法士 | 国家資格をもったリハビリテーションの専門職のこと。理学療法とは、運動機能の維持・改善を目的に運動・温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる治療法のこと。PT(Physical Therapist)とも呼ばれる。 |
| 令和の日本型学校教育 | 令和3(2021)年1月26日に中央教育審議会の答申の中で2020年代を通じて実現すべき学校教育の姿として示された言葉のこと。 |

第4次岡山県特別支援教育推進プラン
令和5(2023)年3月発行
岡山県教育庁特別支援教育課

住所 〒700-8570
岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話 086-226-7912
086-224-0612 [FAX]

ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/147/>



岡山県教育庁特別支援教育課

検索

